

令和5年第6回（12月）筑紫野市議会定例会  
第3回第七次筑紫野市総合計画審査特別委員会

○日 時

令和5年12月13日（水）午前9時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（21名）

委員長	高原良視	副委員長	辻本美恵子
委員	田中允	委員	横尾秋洋
委員	上村和男	委員	赤司泰一
委員	西村和子	委員	原口政信
委員	宮崎吉弘	委員	山本加奈子
委員	八尋一男	委員	城健二
委員	古賀新悟	委員	坂口勝彦
委員	段下季一郎	委員	前田倫宏
委員	檜木孝一	委員	佐々木忠孝
委員	吉村陽一	委員	赤司祥一
委員	春口茜		

○欠席委員（1名）

委員 白石卓也

○傍聴議員（0名）

○一般傍聴者（1名）

○出席説明員（4名）

企画政策部長	宗貞繁昭	企画政策課長	中尾泰明
企画政策担当係長	齊田誠	企画政策担当主任	井上紗矢香

○出席事務局職員（2名）

局長	荒金達	主任	本田潤平
----	-----	----	------

開会 午前9時00分

○委員長（高原良視君） 皆さん、おはようございます。それでは、委員おそろいですので、ただいまから第3回第七次筑紫野市総合計画審査特別委員会を開会いたします。

議題に入る前に、本特別委員会に一般市民の方1名より傍聴の申出がっております。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高原良視君） 御異議なしと認めます。よって、傍聴の申出を許可することに決しました。

しばらく休憩いたします。

〔傍聴者入室〕

休憩 午前9時01分

再開 午前9時01分

○委員長（高原良視君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本日は白石委員から欠席届が出されております。これを許可しております。

それでは、先日に引き続き審査に入ります。

前回は政策3までしておりましたので、今日は政策4からの分と重点施策の分について、執行部より説明をお願いいたします。

部長、お見えですので挨拶して、前回と同じですが再度紹介までお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） おはようございます。企画政策部の宗貞でございます。

委員長言われましたように、前回に引き続き第七次筑紫野市総合計画審査特別委員会での審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

出席職員の紹介をさせていただきます。

企画政策課課長の中尾でございます。

○企画政策課長（中尾泰明君） 中尾でございます。どうぞよろしく願いします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 企画政策課、企画政策担当係長の齊田でございます。

○企画政策担当係長（齊田 誠君） 齊田です。よろしく願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 企画政策課企画政策担当の井上でございます。

○企画政策担当主任（井上紗矢香君） 井上です。よろしくお願いします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（高原良視君） それでは、政策4から執行部の説明をお願いいたします。  
課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、前回に引き続きまして第七次筑紫野市総合計画の基本計画について御説明を申し上げたいと思います。

資料につきましては前回と同様になりますが、表紙に第七次筑紫野市総合計画と記載されております、議案書と同時に配付させていただいた資料を用いて御説明を申し上げます。資料のページにつきましては、17ページからとなっているところでございます。

17ページでございますが、政策の4、強みをいかした多様な産業で賑わうまちづくりに係る政策の課題、そして大綱でございます。

政策の課題でございますが、近年の堅調な人口推移に伴う大型商業施設の出店等により、本市の事業所数、従業員数、販売額は増加傾向にあること、その一方で、商店街や中心市街地には空き店舗が見受けられることなどを掲げているところでございます。また雇用情勢について、本市を含む福岡都市圏南部の有効求人倍率は福岡県の平均と比較し低い水準にあることなどを掲げているところでございます。農業においては、高齢化と後継者不足による農業者数の減少が続いているほか、頻発する自然災害や有害鳥獣による農作物の被害、物価高騰による農家の経営悪化などが懸念されていることを掲げてございます。また観光については、新型コロナウイルスの影響を受け観光入込客数や消費額が大きく落ち込み、現在は回復傾向にあるもののコロナ禍以前の水準には至っていないことを課題として提起をさせていただいているところでございます。

これを踏まえた政策の大綱でございますが、創業、開業の支援や市内における消費拡大に向けた地場経済対策等を推進し、地域経済の活性化と新たな雇用の創出を図ること、新たな担い手の育成や農業生産基盤の整備等により、農業経営の持続化と安定化を図り安全・安心な農作物の安定供給や地産地消を推進すること、森林の有する多面的な機能が十分発揮されるよう適切な森林管理を行い、豊かな森林の保全に努めること、さらには、市内に点在する観光資源の相互連携や有効活用により観光の魅力を高めるとともに積極的な情報発信に取り組むことによって観光入込客数の増加を図ること等を大綱として挙げさせていただきます。

次に、18ページを御覧いただけますでしょうか。18ページからはが政策4の施策・基本事業体系でございます。

まず、施策11、地域に活力をもたらす商工業の振興でございます。施策の目指す姿といたしまして、「創業・開業や市内における消費拡大等により商工業が振興し、地域経済が活性化しています」、このような目指す姿を掲げた上で、基本事業といたしましては、中小企業の経営支援、市内・地元商店街における消費の拡大、創業・雇用への支援という三つの基本事業を設定し、基本事業それぞれに目指す姿を掲げています。

次に、19ページでございます。

施策12、農林業の振興でございます。施策の目指す姿でございますが、「担い手農家の安定経営の下、安全・安心な農作物が安定供給されるとともに、豊かな森林が保全されています」という姿を掲げております。これを実現する具体的手段となります基本事業でございますが、農業の持続的経営への支援と担い手づくり、農業生産基盤の整備・保全、有害鳥獣対策の充実、地産地消の推進、森林の保全という五つの基本事業を定め、施策を推進することとしているところでございます。

次に、20ページでございます。

施策13、観光の振興でございます。施策の目指す姿でございますが、「観光客が増え、地域経済が活性化されています」という姿を掲げてございます。これを実現するために、基本事業といたしましては、観光資源の発掘と活用、観光関連団体との連携強化、観光情報発信という三つの基本事業を設定いたします。

次に、21ページでございます。

21ページでございますが、政策の5、支えあい、暮らしに寄り添う福祉のまちづくりに係る政策の課題と大綱でございます。

まず政策の課題でございますが、本市の高齢化率は今後も一貫して増加する見込みであることから、医療費や介護給付費の増加が懸念されていること、また、核家族化や単独世帯の増加、ライフスタイルの多様化等の影響により、家庭や地域の相互扶助機能が低下する中で、孤独死や家庭内暴力、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、現在の社会福祉制度や公的サービスでは十分にカバーし切れない問題が顕在化しつつあること、現在においても同和地区の問合せや差別落書きが発生しているほか、ヘイトスピーチや性の多様性に対する偏見、インターネット上での誹謗中傷や侮辱、プライバシーの侵害などが問題になっていることなどを課題として掲げています。

これを踏まえて政策の大綱でございますが、高齢者や障がい者をはじめ全ての人が住み慣れた地域で生きがいを持ち安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムのさらなる推進や障がい福祉サービス等の充実、身近な地域で助け合う仕組みづくりに取り組み、地域共生社会の実現を目指すこと、市民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者などの属性を超えた包括的で重層的な支援体制の構築を図ること、また、全ての人が心身ともに健康に暮らすことができるよう、運動や食生活などの生活習慣の改善や、各種健診や予防接種による疾病予防と健康管理に取り組むこと、さらに、健康寿命の延伸に向けた取組を推進し、医療費や介護給付費の適正化に努め、制度の安定的な運営を図ること、そして価値観や生活様式が多様化する中、様々な背景を持った人々が互いの個性を認め合い仕事や家庭、地域などのあらゆる分野で活躍できるよう、教育と啓発、相談体制の充実に取り組むこと、このようなものを大綱として掲げています。

次に、22ページを御覧いただけますでしょうか。22ページからが政策の5の施策・基本事業体系でございます。

まず、施策の14、高齢者福祉の充実でございます。施策の目指す姿として、「高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるようになっていきます」、そして、「適切な介護サービスの提供が受けられ、その有する能力に応じた日常生活ができるようになっていきます」、これを施策の目指す姿と掲げた上で、これを実現するための基本事業といたしまして、生きがいづくりと介護予防の推進、日常生活・見守りの支援、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携の推進、高齢者の人権擁護、介護保険の適切なサービス利用という六つの基本事業を設定するものでございます。

次に、23ページでございます。

施策の15、障がい者福祉の充実でございます。施策の目指す姿といたしまして、「障がい者等の自立と社会参加が促進され、安心して暮らせる福祉のまちづくりが進んでいます」という姿を掲げているところでございます。これを実現するための具体的手段となる基本事業でございますが、自立生活の支援、地域生活支援の基盤づくり、障がい者の人権擁護という三つの基本事業を設定いたします。

次に、24ページを御覧いただけますでしょうか。

施策の16、健康づくりの推進でございます。施策の目指す姿を、「健康寿命が延伸され、いつまでも健康に暮らすことができます」と設定した上で、この推進を図るため、

基本事業としては、生活習慣の改善、疾病の予防と健康管理、心の健康づくり、健康を支える環境の整備という四つを定めるものでございます。

次に、25ページでございます。25ページにつきましては、施策17、地域共生社会の推進についてでございます。

施策の目指す姿でございますが、「地域共生社会の意義が理解され、互いを認め合い、支え合う福祉のまちづくりが進んでいます」と掲げたいと考えております。これを実現する手段として、地域で支え合い、助け合う仕組みづくり、様々なニーズを受け止め支援するための仕組みづくり、地域福祉を支え、推進する人や組織の担い手づくりという三つの基本事業を設定し、施策の推進を図るものでございます。

続きまして、26ページでございます。

26ページにつきましては、施策18、セーフティネットの推進についての体系でございます。施策の目指す姿でございますが、「社会保障制度の意義が理解され、必要な人が医療や生活保障を受けられています」と掲げたいと考えております。これを実現するための具体的な手段である基本事業でございますが、国民健康保険の健全な運営、後期高齢者医療費の適正化、生活保護世帯の自立助長、生活困窮者の支援、市営住宅の維持管理という五つを設定するものでございます。

次に、27ページでございます。27ページにつきましては、施策19、人権尊重のまちづくりに関する体系でございます。

施策の目指す姿を、「人権が侵害されない市民生活ができるようになっていきます。性にかかわらずすべての人の人権がまもられるとともに、女性が社会で活躍できるようになっていきます」と設定した上で、これを実現するための具体的手段である基本事業については、人権教育及び啓発の促進、同和問題の解決、ジェンダー平等の推進という三つを掲げるものでございます。

続きまして、28ページをお開きいただけますでしょうか。28ページにつきましては、政策の6、安全安心で快適な暮らしを支えるまちづくりに係る政策の課題及び大綱でございます。

まず、政策の課題でございますが、近年、各地で豪雨や台風といった自然災害が激甚化、頻発化しており、災害への備えの重要性が高まっていること、また、消費者を狙った悪質商法や特殊詐欺による被害が全国的に拡大しているほか、人口減少や高齢化による空き家の増加や高齢者ドライバーの交通事故などが課題となっていること、また、交通環境の整

備については、高度経済成長期に集中的に整備した道路や橋梁の老朽化に加え、公共交通利用者の減少や高齢者や障がい者などの交通弱者の交通手段の確保が課題となっていること等を挙げさせていただいています。

これを踏まえた政策の大綱でございますが、避難訓練や防災出前講座により市民、地域の防災力向上を図るとともに、大規模な災害が発生しても地域社会経済が機能不全に陥らず迅速な復旧ができるよう、国土強靱化地域計画に基づいた事前の防災・減災対策を推進すること、市民の暮らしの安全を守るため、防災設備の整備や地域における防犯活動の活性化、空き家の解消を推進するほか、交通事故や消費者被害を未然に防ぐための啓発活動に取り組むこと、住宅や商業、工業、農業、公園などのバランスの取れた計画的なまちづくりを推進するため、土地の有効活用を促進するとともに、適正な土地利用のための指導を行うこと、交通の安全性と利便性の向上を図るため、道路の適切な維持管理に努めるとともに、道路、橋梁の整備や老朽化対策を推進すること、また、公共交通の利用者が減少傾向にある状況を踏まえ、地域コミュニティや交通事業者等と連携し持続可能な公共交通網の形成に向けて取り組むこと等を大綱として掲げたものでございます。

次に、29ページを御覧いただけますでしょうか。29ページからが、政策の6の施策・基本事業体系でございます。

まず29ページについては、施策20、防災・減災対策の推進に係る体系となっております。施策の目指す姿でございますが、「行政及び市民・地域の防災対策が推進され、被害が最小限に抑えられています」という姿を掲げたいと考えております。これを実現するための基本事業でございますが、家庭・地域の防災力向上、災害対応力の向上、消防体制の整備、国土強靱化対策の推進という四つを掲げた上で、施策の推進を図ってまいります。

続きまして、30ページでございます。30ページは、施策21、くらしの安全対策の推進に係る体系でございます。

施策の目指す姿でございますが、「犯罪や交通事故、消費者トラブルが少なく、安全な暮らしができるまちになっています」と掲げたいと考えております。これを実現するための具体的な手段となる基本事業については、犯罪に強い地域づくり、交通安全対策の推進、賢い消費者の育成、空き家解消の推進という四つを設定した上で、施策の推進を図ります。

次に、31ページでございます。施策の22、市街地の形成についてでございます。

施策の目指す姿でございますが、「計画的なまちづくりが推進され、住宅、商業、工業、農業、公園などのバランスがとれた市域が形成されています」と掲げたいと考えておりま

す。これを実現するための具体的な手段となる基本事業については、市街地の整備、適正利用の指導、公園の利用促進という三つを掲げ、施策の推進を図ってまいります。

次に、32ページを御覧いただけますでしょうか。32ページについては、施策23、交通環境の総合的な整備と充実についてでございます。施策の目指す姿を、「誰もが安全かつ便利に移動できる交通環境が整っています」とした上で、これを実現するため、道路の整備、道路の維持管理、公共交通の利便性向上と利用促進、駅の利便性向上という四つの基本事業を設定し、施策の推進を図ってまいります。

続きまして、33ページを御覧いただけますでしょうか。33ページにつきましては、政策の7、政策実現のための市民目線の行財政運営に係る政策の課題、そして大綱をまとめたものとなっております。

まず政策の課題でございますが、少子高齢化の進行に加え、本市における人口減少が目前に迫る中、さらなる社会保障費の増大が予測されるとともに、将来的な税収（自主財源）の減少が危惧されていること、また、社会経済の急激な変化により複雑化、多様化、高度化する行政課題に対し、市民目線で考え柔軟に対応できる市職員の育成が求められていること、地域コミュニティにおいては、それぞれの地域の課題や特性に応じた活動が進められる一方で、今後の地域人口の減少や高齢化の進行等により、コミュニティ活動の担い手不足が懸念をされていることなどを掲げているところでございます。

これを踏まえた政策の大綱でございますが、持続可能な規律ある財政状況を維持しながら市民サービスのさらなる向上を図るため、行政評価を活用した費用対効果の高い行財政運営を推進すること、市職員の人材育成やデジタル技術を活用した行政手続の利便性向上と業務効率化に取り組むことにより、市民のニーズに的確に対応した満足度の高い市民サービスの提供を目指すこと、広報紙や市公式ホームページをはじめ、SNSの活用、メディアへの情報提供など、様々な手段による積極的で効果的な情報発信に取り組むとともに、広聴活動で幅広く市民の意見を酌み取り、市民協働のまちづくりを推進すること、コミュニティ運営協議会やボランティア、NPO等の積極的な活動を継続して支援するほか、多くの市民がまちづくりに参画する機運の醸成を図り、地域住民を主体とした地域コミュニティによるまちづくりを推進することなどを大綱として掲げているところでございます。

次に、34ページをお開きいただけますでしょうか。34ページからは政策の7に関する施策・基本事業体系でございます。

まず34ページでございますが、施策24、地域コミュニティによるまちづくりに関する体



系でございます。施策の目指す姿を、「地域住民が主体となり、地域課題の解決や地域の魅力を活かしたまちづくりが進められています」と設定した上で、これを実現するため、基本事業といたしましては、地域コミュニティ活動の充実、地域コミュニティ活動施設の利用促進、NPO・ボランティア活動の促進、異文化理解の推進という四つを設定することとしています。

続いて、35ページを御覧いただけますでしょうか。施策25、市民との情報共有の推進でございます。施策の目指す姿を、「行政情報がきちんと伝わって理解され、市民の意見が市政に活かされています」と設定したいと考えております。これを実現するための手段となる基本事業といたしましては、広報の推進、市の魅力の発信、広聴の推進、情報公開の総合的推進という四つを設定し、施策を推進してまいります。

続いて、36ページをお開きいただけますでしょうか。施策の26、計画行政と効率経営の推進についてでございます。

施策の目指す姿を、「計画的かつ効率的な行財政運営により、持続可能な自治体経営が実現しています」と設定した上で、これを実現するため基本事業としては、経営資源の有効活用、健全な財政運営、自主財源の確保、公有財産管理、自治体DXの推進という五つを掲げ、施策を推進してまいります。

続きまして、37ページでございます。施策27、人材育成と組織の整備についてでございます。この施策の目指す姿といたしまして、「業務に的確に対応でき、市民の期待に応えられる人材・組織となっています」と設定した上で、これを実現するため、人材育成による行政サービスの向上、機能的な組織づくり、働きやすい職場づくりという三つの基本事業を設定し、施策の推進を図ってまいります。

次に、38ページでございます。38ページについては、施策28、公平・公正な事務執行についてでございます。施策の目指す姿を、「市が行う事務手続や窓口業務などが適正に執行され、市民サービスが向上しています」と設定した上で、これを実現する基本事業としては、戸籍・住民基本台帳の適正管理、適正な課税事務、適正な会計事務、情報システムの適切な管理、議会事務局の運営、選挙管理委員会事務局の運営、監査委員事務局の運営という七つを設定し、施策を推進してまいります。

次に、39ページを御覧いただけますでしょうか。39ページからは、第七次筑紫野市総合計画における重点施策についてでございます。

重点施策についてでございますが、基本構想で設定した将来都市像を実現するためには、

七つの政策と、政策を実現する手段である28の施策全てを着実に進めていく必要がございます。しかしながら、時代潮流や本市を取り巻く様々な環境変化等に的確に対応し実効性のあるまちづくりを進めていくためには、限られた経営資源を適切に配分する選択と集中が不可欠であると考えております。そのため、第七次総合計画の計画期間内で特に力を入れて取り組む重点施策を五つ設定し、人的・財政的資源の重点配分を行い特に成果の向上を目指すことを意図して設定するものでございます。

次に、五つの重点施策の具体的な内容について御説明を申し上げます。

まず重点施策の一つ目でございますが、こどもまんなか社会の実現～子育て支援と教育の充実～と掲げたいと考えております。本市が活力あふれる持続可能なまちとしてさらなる発展を遂げるためには、将来のまちづくりを担う子どもたちの健全な成長を促し、可能性を最大限に引き出す子育て支援と教育の充実が欠かせないことから、子育て世帯が安心して子どもを保育所等に預け働けることができるよう、保育の受皿整備を進め待機児童の解消を図るとともに、保育人材の確保や保育士業務の負担軽減に取り組む施設を支援し保育の質の向上を図るといったものでございます。

また学校教育については、児童数の増加が著しい大規模校への対応や老朽化した校舎の改修など、子どもたちが安全で快適に学ぶことができる教育環境の整備を推進することとしております。また、児童生徒の学習意欲の向上と確かな学力の育成を図るため、全国的に大きな課題となっている教職員の働き方改革に取り組むとともに、研修等による教職員の資質向上やタブレット端末を活用したICT教育を推進してまいります。

次に、重点施策の2点目といたしまして、豊かな心と絆を育むスポーツの振興を設定したいと考えております。

スポーツ庁が策定した第3期スポーツ基本計画では、スポーツは、する、見る、支えるという様々な形での自発的な参画を通して、楽しさや喜びを感じることに本質を持つものとして捉えられているところでございます。このような考え方を踏まえまして本市においても、市民がスポーツを通じて豊かな心と絆を育み、心身ともに充実した生活を営むことができるよう、市民が安全に楽しく活動できるスポーツ施設、設備の充実に取り組みます。

また、続いて40ページでございますが、競技スポーツから健康増進、人や地域との触れ合いなど、スポーツの目的や意義は多岐にわたることから、様々な市民のニーズに対応できるスポーツ団体、指導者、ボランティアの育成を推進することを目指してまいります。

次に、重点施策の3点目でございます。地域包括ケアシステムの推進という施策を掲げ

たいと考えております。

本市の高齢化率は、令和5年4月時点で26.2%となっておりますが、2040年には33.8%まで達するものと見込まれているところでございます。今後も当面の間、高齢者数は増加の一途をたどる一方、少子化とも相まって生産年齢人口は減少し、ヘルパーなどの介護人材の確保が困難になるものと想定されております。そのため、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、介護人材の確保を図りつつ、行政、地域、事業者が一体となって住まい、医療、介護及び介護予防、生活支援を包括的に提供する地域包括ケアシステムを推進するとともに、高齢者にとどまらず全ての人が互いに守り支え合う地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の構築に取り組みます。

次に、重点施策の4点目でございます。持続可能で安全安心な公共交通の構築を掲げたいと考えております。

公共交通の利用者は、大都市圏を除き全国的に減少傾向が続いております。本市においても、コロナ禍での生活様式の変化や少子高齢化等を要因として利用者が減少傾向にあるなど、交通に関する市民ニーズが転換しつつあるように見受けられます。また、近年AIを用いたデマンド交通や自動運転バスなど、最先端のICT技術を活用した新たなモビリティサービスが誕生し実用化が進んでおります。このような状況を踏まえ、市民、地域コミュニティ、交通事業者等と共に、本市の実情に応じた持続可能で安全・安心な公共交通の構築に取り組みます。

次に、重点施策の5点目でございます。市民の声をかたちにする広報・広聴の推進についてでございます。

共感を生み出しニーズに応える広報・広聴は、魅力ある市民協働のまちづくり、地域コミュニティによるまちづくりのかけ橋となるものであり、効果的な広報をシティープロモーションにまで発展させることにより、市民の定住意識の向上はもとより、移住の促進や観光入込客の誘致など多様な分野への波及効果が期待されるところです。そのため、広報紙やホームページ、SNS、新聞、テレビなどあらゆる媒体を用いて積極的な情報発信を推進するとともに、広聴については、市民の御意見や御提案をじかに受け付けるまちづくりへの提案のほか、地域の課題やまちづくりの在り方を地域で議論するまちづくり座談会などを通して、市民の生の声を市政に反映することができるよう取組を進めてまいります。

今御説明申し上げました重点施策につきましては、議会からいただきました御提言や、ワークショップ、アンケートで寄せられた市民の皆様の御意見、そして、市が取り組んで

おります政策方針などを総合的に勘案して設定をさせていただいてございます。

議案である総合計画の基本構想、基本計画の説明については以上でございます。

○委員長（高原良視君） 今からの委員会の進め方について、冒頭に言えばよかったんですが、このように考えております。

今、提案の分について執行部から説明を受けました。これからは、我々が今までの協議会の中で質疑とかしておりました分と併せて、皆さんがまたいろいろ説明受けて併せて出てきた問題とか、そういうものを質疑しながら意見交換とかができればなというふうに思っております。

また、セクション別にいきたいというふうに思っております。まず一番最初は、基本構想、基本計画の分ですね。この分は今までなかったもので、六次と七次が結構変わっておりますのでそこのところをして、次は政策1、政策2ということで7まで行って、その後に重点施策の分についてという進め方を今日は考えております。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高原良視君） じゃあよろしく願いいたします。

皆さんの中で、質疑、意見とか交換しながら、それと同時に、議長のほうから提言書も出されておりますので、そういうものを絡めながら議論できればいいなというふうに思っております。

中尾課長、どうぞ。

○企画政策課長（中尾泰明君） 委員長、申し訳ございません、せっかくの機会でございますので、議会の協議会からいただいております質疑回答の中身、議会からの御意見を踏まえて総合計画案を取りまとめる段階でもろもろ修正させていただいた件などがございますので、そちらについての考え方であり経過等、代表的なものを幾つか執行部のほうから説明をさせていただいてもよろしゅうございますでしょうか。

○委員長（高原良視君） よろしく願いします。

○企画政策課長（中尾泰明君） ありがとうございます。

皆様のお手元に、前回の委員会の際、別紙の3という形で、第七次筑紫野市総合計画に係る質疑回答書という資料を配付させていただいていたかと思えます。

こちらにつきましては、第七次総合計画の策定作業、検討を進める中で、市議会で設置をいただきました協議会で取りまとめたいただいた質疑、御意見の内容をまとめさせてい

いただいたものとなっております。今回、このような形で様々な御意見をいただいておりますので、時間も限られていることから本日は議案に関するもののうち主立ったものを中心に、内容、そして御意見をいただいた後どのような対応させていただいたのか等を説明をさせていただきたいと考えております。件数が多いございますので、少しポイントを絞って説明をさせていただきたいと思っております。

まず、この別紙3の……。

○委員長（高原良視君） 中尾課長、私が先ほど説明しましたように、基本構想の分と、それから政策1、2、3ということに一つずつ区切っていきますので、その順番でお願いします。全部ざっとはやらないでください。政策1からということですかね。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず、別紙3を通して説明させていただこうかと思ったんですけども。

○委員長（高原良視君） ああ、それ。どうぞ。大丈夫ですかね。皆さん、いいですかね、それで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高原良視君） じゃあお願いします。

○企画政策課長（中尾泰明君） すみません。時間もちょっと制限がございますので、ポイントを絞って説明をさせていただきたいと思っております。

まずこの別紙の3の3枚目を開いていただきたいと思います。ナンバーでいきますと29番目でございます。政策の1に関する御意見、御質疑といたしまして、インクルーシブ教育を推進するという理解でよいのか。

総合計画に基づきインクルーシブ教育はしっかり取り組んでいくのかという御意見であらうかと思っております。今回総合計画の中で、施策の2、学校教育の充実についてでございますが、きめ細やかな教育支援の推進という基本事業を定め、その目指す姿として、「子どもの特性や状況に応じた教育が受けられるようになっています」という姿を掲げているところです。このような目指す姿に基づいて、インクルーシブ教育についてもしっかりと推進をしてまいりたいという考え方をここでお示しさせていただいております。

次にページをめくっていただきまして、4枚目、ナンバーでいきますと33番、一番上の行でございます。こちらは施策の2、学校教育の充実の基本事業4の目指す姿についての御意見でございます。「支援が行われている」という表現を当初の案では用いておりましたが、ここは、実際に教育を受ける児童生徒の立場から、「行われている」ではなく「受

けられている」という表現を用いるのがよいのではないかという御意見をいただきました。

こちらの御意見につきましては、非常に妥当な御意見だというふうを受け止めましたので、御意見を踏まえて修正案を総合計画審議会のほうに提案して、今回議案としては修正後のものを提案させていただいているところです。

次に、少し番号飛びますが36番目でございます。政策1、施策の3、子ども・若者の健全育成に関して、子ども・若者の健全育成の取組の主体はどこであるのかという御意見、御質疑をいただいたところです。

この施策につきましては、市はもとより家庭や学校、地域コミュニティなど多様な主体の参画の下、この施策を推進してまいりたいという考え方を示させていただいているところです。

続きまして、ページをめくっていただきまして5ページ目でございます。

45番、政策の4に関する御意見でございます。政策の4、強みをいかした多様な産業で賑わうまちづくりについてでございますが、この政策の中に企業誘致は含まれるのかという御質問をいただいております。

こちらにつきましては、創業、開業する事業者には誘致企業も当然含まれること、また、開発行為等による業務用地の整備を伴う大規模な企業誘致については、施策22、市街地の形成の中で推進してまいるという考え方を示させていただいております。

次に、ナンバー48、政策4、施策11、基本事業2に関する御意見、御質疑でございます。市内地元商店街における消費の拡大に関するものでございますが、施策の目指す姿の中に「店舗や商店街の魅力が向上し」という表現を加えるべきではないかという御意見をいただいたところです。

当初の案では買物の促進に関する記述のみとなっておりますが、店舗の魅力向上という観点からも総合計画の中に盛り込んだほうがよいのではという御提案でございました。こちらにつきましては御提案の趣旨を踏まえて、「店舗や商店街の魅力が向上し」という表現を追記することを総合計画審議会に提案し、原案の段階で修正させていただいております。

次に、同じページ、ナンバー50、政策の5、施策の14に関する御意見、御質疑でございます。施策の14の基本事業3、認知症施策の推進に関してでございますが、目指す姿として、「認知症の人に対する」という形で当初の段階では案を取りまとめておりましたが、認知症の人に対する理解というよりも認知症という病そのものへの理解を深めるべきでは

ないかという御意見でございます。

こちらにつきましても、御意見を踏まえ修正案を審議会の中で議論し、原案の段階で修正をさせていただきます。

続きまして、ページをめくっていただきまして6ページ目を御覧いただけますでしょうか。

ナンバー61、政策の5、施策の19に関するものでございます。この61番では、施策の19の基本事業1の目指す姿についてでございます。もともと目指す姿を「人権を尊重し、侵害しないようになっています」という表現を用いておりましたが、「誰もが他者の人権を尊重できるようになっています」という形で修正すべきではないかという御意見をいただいたところ です。

こちらにつきましても、御意見を踏まえ修正案を審議会の中で議論し、原案の段階で修正をさせていただきます。

次に、ナンバー63でございます。こちらは人権尊重のまちづくりに関する施策でございますが、LGBTQについて言及すべきではないかという御意見をいただいたところ です。

この意見に対しましては、施策の19、人権尊重のまちづくりの施策を取り巻く環境変化と課題の欄に、性の多様性に関する記述を追記させていただいたところ です。

次に、1枚めくっていただきましてナンバー68でございます。ナンバー68につきましては、施策21、くらしの安全対策の推進でございますが、この施策の中に再犯防止推進計画について言及すべきではないかという御意見をいただいたところ です。

これについては、施策の21、くらしの安全対策の推進の施策を取り巻く環境変化と課題という欄を資料編の中に設けておりますが、この中で再犯防止推進法に係る取組を追記させていただきます。

次に、8ページ目を御覧いただけますでしょうか。8ページ目の、ナンバー80、重点施策についてでございます。重点施策の地域包括ケアシステムに係るものでございますが、「地域共生社会の実現」という表現を重点施策のタイトルに盛り込んだらどうかという御意見をいただいたところ です。

こちらにつきましては、地域包括ケアシステムの構築、推進は喫緊の大きな課題であることを踏まえ、タイトルにつきましては「地域包括ケアシステムの推進」という原案のとおりとさせていただきますが、この重点施策の本文中に「地域共生社会の実現についても重要な取組であることを踏まえ、重層的支援体制の構築に取り組む」という具体的

な中身を記載させていただいています。

82番目でございます。こちら重点施策の3点目についての御意見でございます。重点施策の3点目の中に、今、介護人材の確保が非常に難しくなっていることを踏まえて、介護人材の確保について言及すべきではないかという御意見をいただいたところです。

こちらについても、御意見を踏まえ総合計画審議会等で原案を取りまとめる段階で修正させていただいたところです。

そして、83番でございます。同じく重点施策5点目の広報・広聴に係るものでございます。広報・広聴は具体的に何を達成するために広報・広聴を推進するのか、具体的な目的等が必要ではないかという御意見でございます。

当初の案では広報・広聴の充実を図ることを中心とした文章になっておりましたが、何をやるのかというところまでしっかりとうたえていませんでしたので、対応といたしましては、効果的な広報・広聴により市民協働、地域コミュニティによるまちづくりの推進を図るとともに、これらをシティプロモーションにまで発展させることにより移住定住の促進、観光客の誘致を図る等の記述を追記させていただいたところです。

申し訳ございません、代表的なところだけ説明させていただきましたが、質疑回答書の内容については以上でございます。

○委員長（高原良視君） 切りがいいので、ここでしばらく休憩いたします。再開を10時といたします。

————— ・ ————— ・ —————  
休憩 午前9時50分

再開 午前10時00分  
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（高原良視君） 時間前ですが、そろわれましたのでただいまから再開いたします。

まず1番に、総合計画の基本構想、基本計画、提案書の1ページから3ページ目、これについて皆さんから何か質疑とか、御意見とか。六次のとくと大分変わっていますものね。それを含めて、これから出てきました「ひとが輝き 自然が息づく 住み続けたい幸福実感都市」、4年間にいろんな分についてこの文言がずっと使われていくと。それぞれ今一次からずっとされておりますが、このような形で4年4年でこの文言も変わっております。これについて、皆さん、いかがですか。大丈夫ですか。



どうぞ。

○委員（上村和男君） ちょっと聞きたいが、この本当のばさっとしたところだけお尋ねしていきます。

第六次と第七次とはここが違うんですね。なぜ違っているのかという説明だけはしてもらえますか。あるいは、第六次ではこういう前進があった、こういう課題があった、こういう市民の要望がある下で第七次をこういうふうにしましたというぐらい……。審議会で議論があったでしょうから、これだけ変えてあるならそれなりの議論があったはずですから、基本理念と構想を審査するこの委員会としては、そこはちゃんと説明していただく。審議会の会長を呼んで聞くようなことにならないように、執行部は説明してください。第六次から進めて第七次ですから、変更したところはそれなりの理由があるはずですよ。いいとか悪いとか言っているわけじゃないんですよ。理由をちゃんと説明していただかないと、審査に当たるこの委員会は何を審査するのかなというふうになってしまいます。ずっと説明されると分からんようになるのでよろしくお願いします。

○委員長（高原良視君） 執行部、今の意見、第六次と第七次の違いを含めて、よろしくお願いします。

課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） ただいま基本構想についての御質疑をいただいたところです。

まず基本構想についてでございますが、資料の2ページ、こちらの第七次筑紫野市総合計画というふうに書かれておりますこの資料の2ページを御覧いただきたいと思っております。

2ページの一番上側でございますが、筑紫野市の目指す将来都市像という項目を掲げているところです。こちらの1行目、筑紫野市が第七次総合計画の下で目指す将来都市像として、人と自然、そしてまちの調和という本市のまちづくりの基本理念を踏まえるということ掲げさせていただいております。ここに記載させていただいておりますとおり、これまで筑紫野市が大切にまいりました人と自然、そしてまちの調和が取れたまちづくりという考え方を第七次総合計画においてもしっかりと踏襲させていただきたいという考え方をここにうたわせていただいております。

一方、今回第七次筑紫野市総合計画を策定するに当たりましては、市内の各コミュニティ、そして中学生、高校生、大学生の皆さん等とワークショップなどを開かせていただいたところです。その中で、筑紫野市が目指すまちづくりの姿が市民に伝わっていないんじや

ないか、市民にとって分かりにくい内容になっているのではないかという意見を多くいただいたところ。そのような御意見を踏まえまして、人と自然、そしてまちの調和という基本理念は踏まえつつも、この基本理念の内容などを少し詳しく今回の基本構想では書かせていただいております。

具体的には、ページを戻っていただきまして1ページ目でございますけれども、ここに目的などを掲げさせていただいております、この5段落目でございます。5段落目に、このような思いを市民、事業者、さらには筑紫野市とゆかりを持つ多くの皆さんと共有し、将来を見据えた持続可能なまちづくりを共に進めていくため、目指す将来都市像を掲げるものですとうたわせていただいておりますが、市民の皆さんに内容をより深く御理解いただけるように、文字の量などを少し増やして詳細に記述をさせていただいたところ。基本的なまちづくりの理念は踏襲してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○委員長（高原良視君） 今回の第七次については、今までになく詳しく分かりやすくという説明が今あったところ。この分について、皆さんのほうから質疑なり御意見とかありましたら出していただきたいと思っております。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 今回の資料の1ページのところの最後が、確認なんですけど、「ゆかりを持つ多くの皆さん」という表現になっているのは、例えば、この案の中の6ページの2の（2）のところ、下から3行目には、「第七次筑紫野市総合計画を策定するに当たっては、市民や地域コミュニティ、事業所、NPO法人など」とNPO法人とかが具体的に書いてあるんですね。基本構想ではそこまで細かくは言わないけれども「ゆかりを持つ多くの皆さん」の中にそのNPO法人等も入っている、組み込まれているということではないですか。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 今、山本委員からのNPOなどが入っているのかという御質問をいただいたところ。当然、NPO法人であったりボランティア団体等、様々な活動している団体の皆様も見据えた表現でございます。またそれにとどまらず、例えばでございますが、観光で筑紫野市に足しげく通っていただく方など、筑紫野市と様々な形で縁を持つ皆様、そういった皆様の御協力も可能であればいただきたいという、少し広い表現を用いさせていただいたところ。

以上でございます。

○委員長（高原良視君） よろしいですね。十分ですかね。

○委員（山本加奈子君） はい。

○委員長（高原良視君） ほかに。

○委員（山本加奈子君） 将来都市像のほうはいいですか。

○委員長（高原良視君） 1 ページから3 ページまでの間ということで。

どうぞ、山本委員。

○委員（山本加奈子君） じゃあ今の2 ページの分で、筑紫野市が目指す将来都市像の2 行目に「行政」というのが入ってくるんですけども、ここはちょっと違和感があって、筑紫野市が主語であればどうしてここに行政が入るのかなと思ったのでお尋ねいたします。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） ここになぜ「行政」が入るのかことですが、こちらの表現につきましては、「市民と地域、事業者、そして行政など」という形で、共に手を取り合って互いに連携を図りながらまちづくりを進めることが望まれる、まちづくりの主体を列記させていただいた表現でございます。当然のことながら行政につきましても率先して積極的にまちづくりに関与して推進すべき主体の一つでございますので、ここに主体の一つとして挙げさせていただいています。

以上でございます。

○委員長（高原良視君） いいですか。

○委員（山本加奈子君） はい。

○委員長（高原良視君） ほかにここについて、いいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高原良視君） じゃあ次に進みます。次は、政策1の分について、皆さんのほうから出していただきたいと思います。質疑の回答の分も含めて、まだちょっと足らんよというようなこともありましたら、1 番の分です。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） これ私の質問じゃなかったんですけど、質疑回答書の御説明の中で、施策の1のインクルーシブ教育の件については推進していきたいという回答で、「きめ細やかな教育支援の推進」と書いてあるんですけども、これはインクルーシブという文言を入れたほうがいいのではないかと。進めるのは分かるんですけども、これは入っ

てないこと自体が、障がい当事者団体の方とかから何も言われなかったのかなとちょっと思ったんですが。

特性や状況に応じた教育が受けられることは大事なことですけども、健常者も障がいを持った方も地域で一緒に暮らしていくというか、そういう考えがインクルーシブ教育で、分離教育が進んでいるということを国連から指摘を受けて変えていかないといけないという流れの中で、インクルーシブという文言が入ってないのはなぜなのか、文言を入れなかった理由を教えてくださいませんか。

○委員長（高原良視君） 段下委員、あなたと執行部とのやり取りじゃなくて全体でいろんなことを共有したいので、何ページの何々を質問いたしますとほかの方も分かるようにすればみんなでも共有できるかなと思います。

○委員（段下季一郎君） 申し訳ありません。

○委員長（高原良視君） いや、もういいです。

執行部、いいですか。

○企画政策課長（中尾泰明君） インクルーシブ教育でございますけれども、共に学ぶ仕組み、そして、排除されないこと、初等中等教育の機会がしっかりと確保されていること等、インクルーシブ教育に求められることは様々にあろうかと思っておりますけれども、当然筑紫野市も、現行法制上、現行制度上で可能なものについては、きめ細やかな教育支援の推進の中に掲げておりますとお子どもの特性や状況に応じて、教育が受けられるような環境整備を進めてまいりたいとしっかりうたわせていただいているところです。これを推進する中でインクルーシブ教育も、完全なものとは言えないかもしれませんが、一定しっかりと進めていくことができるのではないかという考え方の下でこういう表現を今用いさせていただいているところです。

○委員長（高原良視君） 関連質問、吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 段下委員の質問に関連してなんですが、この施策1の5ページの4番の分になりますけども、文言がここに入っていないということなんですが、インクルーシブ教育についても推進していくということでは言っていない状態です。ここの基本事業の目指す姿の中にインクルーシブ教育という文言が出てきていない状態で、どのような形でこのインクルーシブ教育を推進してまいりたいと考えていますというところに関わってくるというか、どういった推進をしていく予定なのかをお尋ねできればと思います。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） インクルーシブ教育をどのような形でことですが、こちらの個別具体的な話になってまいりますと、それぞれのお子さんの状態等によって異なってくる部分になろうかと思しますので、まずは教育委員会のほうで、それぞれのお子さん、そして御家庭のニーズを承り、しっかりとニーズに沿った教育が受けられるような環境整備に努めてまいります。個別具体的にどのような取組をするのかというところについては、施策を推進する中で毎年度予算を確保しながら推進してまいりたいと考えているところで

○委員長（高原良視君） よろしいですか。

○委員（上村和男君） ちょっと私から。

○委員長（高原良視君） 段下委員が続きがあるそうですから、その後をお願いします。

○委員（段下季一郎君） すみません、私が聞き漏らしたのかもしれないですけど、いろいろまちづくりのコミュニティとかでワークショップやったり、こうやってウェブでアンケート取ったりされていたと思うんですけど、私が説明聞き漏らしていたらあれなんですけど、障がい当事者団体の方からも意見を聞いたんでしたかね。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 幅広く市民の皆さんの御意見を伺う場は設けてはおりますが、団体に特化してという形では承っておりません。

○委員長（高原良視君） 団体との分はなかったということです。

上村委員。

○委員（上村和男君） インクルーシブ教育を推進するというのは、国際社会でもそうになっているし、日本の文科省も推進するとなっています。ただ、インクルーシブ教育の内容についていろいろ議論があることは確かです。だからあなたたちは書きにくかったかもしれませんが、少なくとも教育をこういうふうにしますというときにインクルーシブ教育を推進しますということが基本的なものに入っておかないと、この人たちは、この市は何を教育で大事にしているのかなと疑われます。その子の特性やあれに合わせてというだけでは通じないですよ。

そういう議論はインクルーシブ教育をやるという以前のときにいろいろあった論戦の中身なんです。それを超えてみんなインクルーシブ教育を推進しましょうということです。と一致していくんです。そしてその中身が今問われているので、あなたたちは一時代前の話をここに持ち込んでいるんですよ。だから、本当に大丈夫か、通じるかと思って心配

しているので出てきているわけでしょう。

私は本当にそう思いますよ。教育長とかを呼んで聞いてみたらどうですか。あの人は歴史を知っていますから。筑紫野市の障がい児教育はとても日本の中では進んだほうに入っていましたから、よく御存じですよ。そこがこういうのを出していると……。

これ以上言いません。

○委員長（高原良視君） 中尾課長、よろしいですか。ちょっと休憩しましょうか。

○企画政策課長（中尾泰明君） すみません、お願いします。

○委員長（高原良視君） しばらく休憩いたします。

---

休憩 午前10時17分

再開 午前10時19分

---

○委員長（高原良視君） 再開いたします。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） インクルーシブ教育についてでございますが、今まさに上村委員から御指摘をいただいたとおり、インクルーシブ教育は国際的にどこまで達成しないといけないのかという基準といいますか、求められる取組について、様々、今の段階でも議論がなされている状況だと伺っております。

そのため筑紫野市として、当然に障がいを持つお子さん等もしっかりと教育を受けられる環境を整えてまいりたいという意図を持って、きめ細やかな教育支援の推進という基本事業は掲げさせていただいているんですけれども、じゃあそれが完璧なインクルーシブ教育なのかどうかというところに少し……。

○委員（上村和男君） いいですか。

○委員長（高原良視君） ちょっと待ってください。最後まで説明を求めます。

○企画政策課長（中尾泰明君） そういう、インクルーシブ教育の定義的なところも非常に難しゅうございますので、こういった表現をさせていただいているところです。

当然このきめ細やかな教育支援の推進にとどまらず、インクルーシブ教育を推進する上では教育環境を整備することも重要になってまいりますし、その教育活動を担う教職員の資質向上等も重要な取組でございますので、それぞれの基本事業を総合的に推進してまいりたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○委員長（高原良視君） 今、執行部のほうからありましたので……。それを執行部にお聞きしたいということですかね。

○委員（上村和男君） はい。

○委員長（高原良視君） どうぞ、上村委員。

○委員（上村和男君） 障がい児が教育を受けることができるよという話とインクルーシブ教育は意味が違いますよ。インクルーシブ教育は教育全体が推進していく柱の中身なんです。障がい者、健常者にかかわらずインクルーシブ教育を推進しましょうという、世界でそういう動きになっている。

というのはあなたは知っていて、なぜその前に障がい児の人たちが教育を受けるよと。そしてそれにさっきあなたが説明した特性に合ったという、もっと国際社会から批判を受ける中身になるんですよ。それをあなたたちが推進すると、特別支援学校いっぱいつくってそこに分けてしまいますという話になるんですよ。それが今国際社会から問われている日本の教育の中身なんです。だからあまり軽々に言わないほうがいい、そういうふうな。

だからインクルーシブ教育を推進しますとか、その充実を図ってまいりますというふうにしておくと課題が残るから、いろんな人たちの意見を聞きながら第七次はそういうものを進めていきますというふうがいいんじゃないのと言っているの、少なくとも言い換えるとしたらそのところを変えて説明していただかと。

もういいです。それ以上は言いません。

○委員長（高原良視君） 課長、どうぞ。

○企画政策課長（中尾泰明君） 申し訳ございません、御意見ありがとうございます。

もう上村委員がおっしゃるとおりでございます。先ほどの文章の表現である「子どもの特性や状況に応じた」ということでございますけれども、ここに記載をさせていただいております子どもの特性、状況といいますのは、障がいを有するお子さん等が共に学ぶ仕組みを活用して共に教育を受けたいという場合には当然それがかなえられるような取組を推進してまいりたいと考えておりますし、そうではなく特有の事情等でこの授業については別カリキュラムが望ましいというお申出等があれば可能な限りそれに応えてまいりたいということで、それぞれの皆さんのニーズをしっかりと承ってまいりたいという意図をここで表したものでございます。

上村委員から御指摘をいただきましたとおり、その辺りのところを十分に説明ができておりませんでした。誠に申し訳ございませんでした。

○委員（上村和男君） 終わります。

○委員長（高原良視君） 今のはいいですかね。3ページの29番の右側に、「児童生徒の特性や状況に応じた教育を推進することにより、インクルーシブ教育についても推進してまいりたいと考えております」ということですね。

○企画政策課長（中尾泰明君） はい。

○委員長（高原良視君） 皆さんたちにもいろいろ意見があると思いますので、委員間での意見がありましたら出していただきたいと思います。よろしいですか。じゃあ、この項はいいですかね、このことは。

どうぞ。

○委員（吉村陽一君） ちょっと確認だけですが、この「発達に関する相談支援により、子どもの特性に応じた子育てができるようになっていきます」というこの文言は、インクルーシブ教育についても推進していくと読み取っていいということですかね。いろいろ学校教育であったりとか教育の計画が今後出てくると思うんですけども、そこもそういったインクルーシブ教育も推進していくことが含まれているという解釈でいいですか。

○委員長（高原良視君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） はい。今の上村委員からいただいた御意見とちょっと重なるところもあると思いますけれども、筑紫野市が取り組むその内容がインクルーシブ教育の観点からのパーフェクトなものと言われると、そこまで至ってない取組も場合によっては出てくるかもしれませんが、少なくとも推進をする段階では、最大限に理想に近い状態に持っていけるように努力をしてみたいです。

以上でございます。

○委員長（高原良視君） 今の方はよろしいですかね。ありますか。どうぞ。

○委員（横尾秋洋君） どこをどういうふうに表現をしていくのか、どうしたらそれを読み取っていいのかというのは、どうしたらいいんですかね。

○委員（上村和男君） これを書き直すと大変やろう。だから理解をちゃんとしてという。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 横尾委員から御質疑としていただきました、きめ細やかな教育支援等についてどこをどのように捉えるのかということです。



きめ細やかな教育支援の推進の……。

○委員（横尾秋洋君） 何ページのどこなのかをお願いします。

○企画政策課長（中尾泰明君） 申し訳ございません。こちらの資料でいいますと6ページ目でございます。6ページ目の基本事業の欄でございますが、⑥のきめ細やかな教育支援の推進についてでございます。

このきめ細やかな教育支援の推進の基本事業の目指す姿といたしまして、「子どもの特性や状況に応じた教育が受けられるようになっていきます」という目指す姿を掲げさせていただいているところです。こちらに「子どもの特性」、そして「状況に応じた教育が受けられる」という表現がございますので、障がいを持つお子さんが求める様々なニーズがあるかと思えますけれども、それを市として教育委員会としてしっかりと酌み取ってお子さんのニーズに応えられるような教育を展開してまいりたいという意図を持って、この表現に含めさせていただいています。

以上でございます。

○委員長（高原良視君） よろしいですか。

○委員（上村和男君） 文言は変えられないんでしょう。だからできれば、執行部としてこういう理解やこういう認識を深めてやりますという表現をしてもらわないと。修正となると横尾委員も言われたとおり、これを削除するのは大変なんだと思いますので、よろしくをお願いします、委員長の計らいで。

○委員長（高原良視君） 課長、今上村委員からも言われたように、この6ページの問題、それと資料の3ページの29番の一番端の問題、この分を明確に再度回答してもらって、それで委員に御理解をいただくと。それを今後の教育に生かしていただきたい、そういう意味です。そこで止めたいと思います。

○委員（上村和男君） 委員長報告で出るでしょう。

○委員長（高原良視君） はい。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 6ページになるんですけども、第六次総合計画と比較しますと、第六次の中では就学の支援といたしまして、「経済的負担軽減をされ学校に通うことができるようになっていきます」ということが基本事業の中に掲げられていたんですけども、今回の第七次の策定においてこちらが削除というか、なくなっているというのは、こういった理由で削除されたのでしょうか。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 第六次総合計画の中にございました就学の支援に関する基本事業がなくなっているのではないかという御指摘でございます。

こちらにつきましては、今回第七次総合計画においては、先ほどと同じ⑥のきめ細やかな教育支援の推進の中に含めさせていただいているところです。ページで申し上げますと、資料の6ページの基本事業の⑥の部分でございます。この中に、経済的負担という課題を抱えるお子さんに対してもしっかりと教育が受けられるようになっている姿を掲げさせていただいています。

具体的には、資料の別冊としてお配りをしております資料編でございますが、この資料編の79ページでございます。79ページにきめ細やかな教育支援の推進という基本事業を掲げておりますが、このきめ細やかな教育支援の推進が適切に図られているかどうかということをはかるために、就学支援が必要な児童生徒への支援対応割合という指標を設けさせていただいておりますので、この基本事業の中でしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

○委員長（高原良視君） 前田委員、よろしいですか。資料の79ページのさっきの問題は上の段の分と下の段ということによろしいですか。

○委員（前田倫宏君） はい。

○委員長（高原良視君） 赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） すみません、一つ前の件に関連してなんですけれども、今あったこの資料編の大きな冊子のほうの76ページ、施策、子育て支援の推進だったり、78ページの学校教育の充実の中で、それぞれの見開きページ左下に施策を取り巻く環境変化と課題というふうにあるので、例えばインクルーシブ教育というワードを施策名称とか基本事業名称に入れられないのであれば、こっちの中の施策を取り巻く環境変化と課題という文章の中にせめて入れるのは難しいでしょうか。

○委員長（高原良視君） しばらく休憩します。

————— ・ ————— ・ —————  
休憩 午前10時33分

再開 午前10時35分  
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（高原良視君） 再開いたします。

課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 今、赤司委員から御指摘をいただきました、別冊資料の78ページ等にインクルーシブ教育に関するものを盛り込んでどうかという御質疑でございますが、先ほど上村委員からも御意見、御質疑いただいたとおりでございます。この中の下から2段落目に児童生徒一人一人のニーズや課題に対応できる支援体制の整備と充実が必要になっているということを掲げさせていただいており、私どもとしては現段階ではこの中でしっかりと将来的にはインクルーシブ教育を実現することも見据えて取組を進めてまいりたいという意図を持って記載をさせていただいておりますので……。

○委員（上村和男君） だから違うんですよ。それを分かってなくて、あなたが簡単に答弁しようとするから間違うんです。教育委員会と相談してから答えたほうがいいですよ。これ以上答弁していると深みに入って答えられなくなりますよ。言っておきますけどね。

（「今休憩ですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（高原良視君） いや、上村委員の発言です。

○委員（上村和男君） じゃあ今、あなたはこの下の2段目を説明したんですよ。インクルーシブ教育というのは特別支援学級に在籍する児童生徒のことではないんですよ。わかりますか。あなたはこの人たちの要望に沿ってやれるようにしますと言っているんですよ。インクルーシブ教育というのはそういうものではないんです。健常者でも障がい者でもみんなが一緒に学習する、一緒に生きる、共に学ぶ、そういう教育を進めていくというのがインクルーシブ教育なんですよ。一応建前上は文科省もそう言っているんですよ。それが実質上、あなたが言ってしまうと分けてしまうことになるので、だんだん増えていくんですよ。そして一方で障がい児が増えるんですよ。問題を抱えた子どもたちが増えているのは間違いないとは思いますが、こういうふうにするとどんどん増えるんですよ。そうやって学級がどんどん増えて教員が足らんことになるんですよ。対応できる教員はいなくなりますよ。退職した人が来てやってくれないと分からないですよ。

そういう状況になっている実情をあなたは……。ここで議論していると切りなく出てきますから、「もう少し研究させていただきます」ぐらい言わないと引っ込みがつかなくなる。私はだから「これで終わります」と何度も言っているんですよ。分かってください。

○委員長（高原良視君） 部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 貴重な御意見ありがとうございます。

ちょっと表現の仕方、説明の仕方が悪かったと思いますけども、この78ページの下から二つ目に、最初に「特別支援学級に在籍する」ということが書いてありますのでこれは特別支援学級だけのことを書いているように読み取れるところがありますが、一つの例示として、特別支援学級に在籍する児童生徒は増えているということを踏まえながら、そういうことはあるけどもそれ以外の子どもを含めて、児童生徒一人一人のニーズあるいはその課題に対応できるような支援体制というような表現にしております。

ここについては……。

○委員（上村和男君） もう言わんほうがいい。あなたが言うなら、なおさら修正動議を出しますよ。出さんで済むようにみんなで話し合いようが、今。それが分からんであなたが重ねて言うなら違うよと。教育の理念自体、文科省がインクルーシブ教育を推進すると出しているんだから。こういうことじゃないんですよ。これはそれが出てくる以前の論戦なんですよ。教育長と相談してちゃんとやったほうがいいと言っているのはそこなんですよ。教育委員会の人たちは、それに携わってきて、その中で悪戦苦闘しながらやってきた人たちがいますから。あまり意地を張ると、ここはそのまま書いたら駄目ですよとなりますよ。

○委員長（高原良視君） 上村委員、いいですかね。

○委員（上村和男君） はい。

○委員長（高原良視君） 執行部、この委員会は次がずっとありますので、この項についてはちょっと保留にさせてください。そして、内部でももう少し、文言も含めて内部でもうちちょっと専門分野も含めてお話をされたいかかなと思っております。

部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 委員長言われるとおり、研究させていただいて、対応について1回検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（高原良視君） このことについては、また改めてこの委員会の中でしたいと思えます。

今、政策1をしております。ほかにいかがでしょうか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 4ページ一番下の段落のところなんですけれど、その下のほうですね、「子ども、若者の居場所づくりや体験・学習機会の充実、指導者の育成に取り組

みます」のところなんですけど、これに対応するところをちょっと見てみました。最初の子ども、若者の居場所づくりというのは7ページの②のところにあるんですけど、一つ目の質問は、高校生ぐらいの年代、10代後半ぐらいの年代の人たちが自己実現できる、例えば音楽であるとか、何かそういうことができる居場所がないと思うんですね。そういう自分のやりたいことが、家庭でもできないし公民館でもちょっとだし、体育館でするには借りるという意味では難しいかなというので、自分を実現していくための場所というのがないんじゃないかなというふうにずっと思っているんです。それを市役所で保障していくという考えはないのかということと、学習機会の充実、指導者の資質向上というのはあるんですけど、育成というのがちょっと見当たらないのはどこを読めばいいのか教えてください。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 申し訳ございません、指導者以降の部分をもう一度お願いできますでしょうか。

○委員長（高原良視君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 「指導者の育成に取り組みます」というところはどこに説明があるのかちょっと読み取れなかったんですけど。6ページの②のところには「資質が向上しています」というふうに書いてあるんですけど、育成というのはこれとはちょっと違うのかな、育成だからもっと違うことを言われているのかな、それはどこに書いてあるのかなというふうに思ったんですけど。

○委員長（高原良視君） 今の質問は、4ページの一番最後ですね。指導者の育成は何を指しているのかという、単純に言えばそうですね。

○委員（西村和子君） そうですね。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 今2点の御質問をいただいたところですが、まず1点目でございます。例として高校生の音楽活動などを挙げていただきましたけれども、高校生の皆さん等が様々な活動ができる機会をつくっていかねばならないのではないかと思います。

こちらにつきましては、資料の7ページでございますが、子ども・若者の学習機会・体験活動の充実という基本事業を設けさせていただいておりますので、当然この基本事業を推進する中で、そういう高校生世代の皆さん等が様々な活動に取り組めるような機会、環

境を、この基本事業を通して整備をしていく必要があるものと考えているところです。

次に、指導者の育成についてでございますが、当然、子ども・若者の健全育成を図る上では、施策の目指す姿にも「豊かな人間性や志を持ち、たくましく生きる力を備えた子ども、若者が育成されています」という姿を掲げておりますので、そういう育成活動に従事する方を確保し育成していくことはこの施策の中で当然推進してまいりたいというふうに考えているところです。

○委員長（高原良視君） 西村委員。

○委員（西村和子君） すみません、最初のところですけど、7ページの①のところは「機会が充実しています」と書いてあって、私は機会ではなくて場所が要るんじゃないかと思うと質問したんですけど。お願いします。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 当然こういう体験活動、社会参加をしてもらう機会をつくるためには、それを担う人であり、そして活動する場所というものが当然必要になりますので、推進する中で必要なものについてはこの施策、基本事業の中で取り組んでまいりたいという意図を掲げたものでございます。

○委員長（高原良視君） いいですか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 6ページの⑤の健やかな体の育成のところなんですけど、これのまた案のほうの79ページで具体的などところを見ると、第六次ときは健やかな体の育成のところは給食の残菜率というのが指標にあったんですけども、今回調理場の維持管理上の不具合による給食提供支障件数というふうに変った背景をお尋ねいたします。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 給食の残菜率でございますが、以前は確かに山本委員がおっしゃいますとおり給食の残菜率、給食を残す子を減らすことを指標の一つとして掲げていたところです。ただ、今、学校教育活動の中で、食べられない子どもに無理に食べさせる、強要することはよろしくないのではないかとこの考え方が主流になっておりますので、食べる量については個々人に委ねて、市といたしましては、給食の提供そのものに支障がないような体制をしっかりと整えていくという意図で、このような指標を設けさせていただいています。

○委員長（高原良視君） 西村委員。

○委員（西村和子君） すみません、やっぱりちょっと腑に落ちないので。繰り返してすみません。7ページの①のところですけど、当然場所もというふうにおっしゃったんですけど、私は施設として必要ではないかというふうに思うんですね。ずっと前から県内の自治体を見て、こういう場があったら子どもたちは本当に心が満たされるだろうなど。微妙な年代ですから、その子たちが社会に受け入れられているというふうに認識する場というのは物すごく大事なことだし、1回他の自治体に出ても、あんなふうに自分は受け入れてもらえた、あの筑紫野市に戻ってきたいなという、すごく大きな意義のある場所になると思うんですよ。そういうことを少なくとも検討していきたいという答弁をしていただきたいと思うんですけど。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 西村委員から、活動の機会というソフト面ではなくハード面の対応も必要ではないかという御質疑でございます。

ハード面の対応につきましては、申し訳ございません、少しページが飛びまして、この子ども・若者の健全育成の施策とは別になってまいりますが、資料10ページに生涯学習社会の推進という施策がございまして、この中で、④生涯学習施設の利用促進、そして次の11ページには歴史の継承と文化の振興ということで芸術文化活動の推進という基本事業を設けております。施策については別の施策になってまいりますが、施策5の生涯学習社会の推進の生涯学習施設については、若い世代の皆さんにも御利用いただいております生涯学習センター等をより多くの皆さんに利用いただけるように施設をしっかりと整えてまいるといふ基本事業でございますし、11ページの施策の6、芸術文化活動の推進、この基本事業の中で文化会館の運営等も行っていくこととなりますので、それらの施設を若い世代の皆さんにもより多く利用いただけるような取組を、施策はそれぞれまたがっておりますが、しっかりと推進してまいりたいと考えているところです。

○委員長（高原良視君） いいですね。

上村委員。

○委員（上村和男君） 聞いていることと答えがずれているんですよ。分かりやすく言いますが、スケボーが今度オリンピック種目になりました。筑紫野市でこれをやりたいという若者はどこでやれるでしょうか。これを育成する指導者はどこにいらっしゃるでしょうか。スポーツ振興だとか青少年の健全育成とかいうならば、そういうことを含めて総合計画にあってしかるべきですから。限って場所がないということを行っているわけじゃないんですよ。

この第七次総合計画の考え方の基礎にそういうものがちゃんと記されていますかということを知っているんです。だから、ここにこういう認識できちんと議論をされております、あるいは、ここをこういうふうに読み込んでいただくとありがたいとか。この二人はそれをどう読み込むかだけが大事だねと言いよるわけですから、お願いしますよ。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 度々御指摘をいただきましてありがとうございます。

まさに今、上村委員から御指摘をいただきました例が非常に分かりやすかったと思えますけれども、例えば、青少年に関しては様々な活動に従事をされる皆さんがいらっしゃる認識をしております。そういった考え方を踏まえますと、先ほど、資料の39ページでございますが、重点施策としてスポーツの振興というものを掲げており、その中でスポーツ施設の整備充実を必要であればしっかりと検討しなければならないということを掲げさせていただいております。

このような形で例えばスポーツであればこのスポーツの施策の中で、そして、西村委員がおっしゃいました音楽活動等であれば文化会館などをはじめとした文化の施策の中で、そして高校生世代の皆さん等の例えば学びの機会の場合であれば生涯学習の施策の中でそれぞれしっかりと、現在の施設の状況などを踏まえた上で必要に応じて施設の適正な維持管理、利用促進、そして整備等を図ってまいりたいという意図でございます。

○委員長（高原良視君） 西村委員。

○委員（西村和子君） やっぱりちょっと角度が違うと思うんですね。若い人たちに向けて、ここに来ていいよ、いつでも受け入れるよという場所が必要ではないかと言っているんです。私はこの広場で夕方にスケボーをしている高校生ぐらいの子を見て、あの子たち「ここでやったら駄目よ」と言われなければいいなというふうに思って見ていたんです。そういうふうにスポーツも何もかもがその1か所でできるとは思いませんけど、例えば、報道で見たのは、人間関係に疲れて今日はちょっと学校休みたいというときに、あそこに行ったら迎え入れてくれて、そういう場所だから本当に安心して1日過ごして元気を取り戻して学校に行けるといっている子がいるわけですよ。そういう子たちを迎え入れる、そしてここで、繰り返しになるけど自分のやりたいことができる、友達と会話ができる、そういうその年代の子どもたちを受け入れる場所が必要ではないか。

県内にもあります。子育て支援課とか学校教育課とか教育部門のところでそういうことは御存じないのかなと。今答弁いただいているんですけど、少し研究していただいたらど



うかなというふうに思いました。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 今、西村委員から御質問いただきましたけど、当然、執行部といたしましても、若い世代の皆さんが様々な体験活動などに参画できる、そして自分らしくいられるような地域づくりを推進していくことは非常に重要だと考えておりますので、今いただいた御意見なども踏まえましてしっかりと責任を持って施策を推進してまいりますと考えております。

○委員長（高原良視君） いいですか。政策1です。どうぞ。

○委員（古賀新悟君） 西村委員の質問なんですけれども、この資料の81ページの2番、子ども・若者が人間らしくいられる地域づくりというところに目指す姿というのがあるんですけども、この辺りではないんですか。

違うんですね。すみません。失礼しました。

○委員長（高原良視君） この分はよろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高原良視君） 政策1はこれで終わります。残っている分はまた後日にしたいと思えます。

しばらく休憩いたします。11時10分から始めます。

—————・—————・—————  
休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分  
—————・—————・—————

○委員長（高原良視君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。政策2です。スポーツの振興を含めて、市民が織りなすスポーツと文化のまちづくりについて、皆さんのほうから。この頃の機構改革のときも、スポーツ振興課は多くの人員増があっておりましたですね。皆さん、政策2はよろしいですか、生涯学習も含めて。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高原良視君） では、次に進みたいと思えます。

政策3、自然をまもり未来を育むまちづくりです。

どうぞ、西村委員。

○委員（西村和子君） 14ページの②なんですけれど、質問したときに、一つは回答がよく分からなかったんです。この回答書の41番なんですけれど、ちょっと相反することが書いてあって、回答の意味がちょっとよく分からないので説明していただきたいのが1点と、14ページにペット飼育の適正化というふうに書いてあるんですけど、ここはこれだけではクリアできない部分があるんじゃないかなというふうに思うんですね。動物虐待が禁止されていることを御存じない市民の方がまだいらっちゃって、「野良猫見たら毒を食べさせればいい」とかと言う方がいまだにいらっしゃるんですよ。そういうことがここにも少し盛り込まれるべきではないかなということで、2点についてお尋ねします。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず、1点目でございます。事前にいただいております質疑に対する回答書、本日お配りしております資料でいいますと別紙の3でございますが、そちらの41番についての御質疑でございます。質疑の内容としては、「近年飼い主のいない猫に関する苦情やトラブルが増加している」とあるが、本年6月の一般質問では「猫によるトラブルは減少につながっている」と答弁されているがどっちが事実なのかという点に関する御質疑かと思えます。

こちらにつきましては、例えば、去年と今年を比べたら増えているのか減っているのかというような短期的な傾向といたしましては6月議会における答弁のとおりでございますが、そもそもこの飼い主のいない猫に関する取組が必要ではないかという飼い主のいない猫に関する課題そのものが、1990年代後半以降に大きく取り上げられるようになった比較的新しい行政課題であるため、近年こういう課題が出てきているんだという表現を使わせていただいています。直近の比較でいいますとそうではない場合もありますけれども、課題としては新しいという意図で書かせていただいています。

次に2点目でございます。資料でいいますと14ページでございます。ペット飼育の適正化に関するものでございますが、動物を虐待する事案などが見受けられておりますので、動物愛護法等の趣旨、そういったものの啓発をしっかりとやらなければならないのではないかと御質疑かと思えます。

それにつきましては、このペット飼育の適正化の中にモラルとマナーの向上と掲げておりますので、必要となる啓発、周知活動等はこの基本事業に基づきしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（高原良視君） よろしいですか。

いろいろ動物保護と言われる中でも有害鳥獣については、熊を殺すという批判を浴びる、でも熊は危険ですよという両方の意見があり、皆さんもいろいろお持ちだろうと思いますが、いかがですか。

どうぞ、八尋委員。

○委員（八尋一男君） 脱炭素社会の実現、循環型・脱炭素社会の推進ということで、資料編の88ページ。第六次するときもずっと言っていたんですけど、市全体の温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量74万1,437トン、これは市民から見たら何をやればいいのかさっぱり分かりません。この数値を出されて市民の人は、どうやって私は取り組むんでしょうねという個人の目標というか市民の目標が全くこれでは分からない。やっぱり、あなた方の食品ロスはこうしましょうとか何か具体的にない。

課題の中にも、「SDGsの達成に向け、あらゆる分野において地方自治体の積極的な取組が求められています」と。そして、政策大綱は「循環型・脱炭素社会の実現を目指します」と。だったら市民に何か訴えないと。CO<sub>2</sub>ガスの排出量だけを言っても達成できないんじゃないかというのが私の質問であります。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 今八尋委員から、資料編の88ページでございしますが、循環型脱・炭素社会の推進の中で市全体の温室効果ガス排出量を目標と掲げているが、少し大き過ぎるのではないかと、市民にもう少し伝わるような工夫が必要ではないかという御質疑かと思えます。

それにつきましては、御指摘のとおりかと思えますが、今脱炭素に向けた取組というのが非常に求められておりますので、市全体の大きな目標といたしましては温室効果ガスに関する目標を掲げさせていただいております。

一方で、隣の89ページを御覧いただきたいと思えます。この89ページの中で省エネの推進と再エネの利用促進という2番目の基本事業がございしますが、この2番目の基本事業の成果指標の一つ目に、市民が取り組んでいる環境に優しい生活様式の項目数を掲げております。こちらについては、例えばですけれども、項目として夏は冷房をあまり強くし過ぎないようにということであったり、水を節約するために小まめに節水しましょうということであったり、生ごみを処理するに当たってはこういう工夫をしていただけないかというような、環境のために市民の皆さんに取り組んでいただきたい項目をこちらの中でまとめ

させていただきます。

総合計画に基づきまして様々な取組を市民の皆さんに周知することによって、まずは市民が取り組んでいる環境に優しい生活様式の項目数を増やし、最終的には市全体の温室効果ガスの排出量も抑制していきたいという組立てになっています。具体的に市民の皆さんに取り組んでいただきたい項目等は別にまとめたものがございますので、施策を推進する中でしっかりと周知をして、御理解と御協力を賜ってまいりたいという意図でございます。

以上でございます。

○委員長（高原良視君） 八尋委員。

○委員（八尋一男君） 中尾課長はよく御存じだと思いますが、政府は2013年比で2030年は46%削減しようということを言っていますよね。これは国民の皆さんみんな知っている内容です。これをやったら、じゃあ2013年比で46%になるんでしょうかというのが私の質問です。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 将来的に、2030年、2050年の段階でどのような形になっていくのかというご質問ですが、当然市といたしましては、循環型・脱炭素社会づくりに向けて取組を進めてまいりたいと考えておりますが、個別具体的な取組につきましては、総合計画に基づき環境基本計画などを策定して具体的な施策を講じることとしておりますので、その中でしっかりとよりよい社会が形成されるように努めてまいりたいと考えているところです。

○委員（八尋一男君） よろしく申し上げます。

○委員長（高原良視君） ほかに。春口委員。

○委員（春口 茜君） 先ほど言われた市民が取り組んでいる環境に優しい生活様式の項目というのは、どちらで見られるんですか。ホームページとかで見られるんですかね。というのが1点と、あと、SDGsについてはなぜこの施策7のほうに載せたのかという御質問です。

以上です。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 申し訳ございません、SDGsに関する御質問をもう一度お願いできますでしょうか。

○委員（春口 茜君） この冊子の88ページの1段落目にSDGsについて書かれてある

と思うんですけど、SDGsは社会と経済と環境のことについて書かれているのに、なぜ環境のことだけに持ってきたのかという御質問です。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず、資料編の89ページ、基本事業の2番目に掲げております、市民が取り組んでいる環境に優しい生活様式の項目数はどちらで確認をできるのかというところですよ。

こちらにつきましては、一部表現等が変わっている部分がございますが、皆様のお手元に以前お配りさせていただいたかと思いますが、この第六次総合計画の巻末に資料編というものを掲載しております、その中で環境に配慮した生活様式の項目、市民の皆さんにどのような形でアンケートを行っているのかというアンケート項目などをまとめさせていただいております。

今回の第七次総合計画につきましても、最終的には今御審査をいただいておりますこの委員会での議事の経過などを踏まえて資料編を作成して、最終的には第七次総合計画にも巻末にそのアンケート項目などを掲げさせていただきたいと考えておりますが、現時点では第六次のもを御覧いただければと考えております。

2点目でございます。SDGsに関する取組でございますが、SDGsにつきましては、持続可能な開発目標として17の目標が設定され、様々な分野での取組が求められているところです。その中でも環境に関する取組が割合として多く含まれておりますのでここに記載をさせていただいたところです。

環境面でもSDGsを意識した取組をしっかりとやっていくという意図で記させていただいておりますが、当然、この資料編のそれぞれの施策のページの右上にSDGsとの関連性を掲げておまして、この施策だけではなく全ての施策網羅的に、市の掲げる目標と重なるものがあればSDGs推進をしてまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

○委員長（高原良視君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） なぜ環境のところに入っているのかが説明であまり分からなかったんですけども、それでいうと、社会、経済もかなり大きくSDGsで掲げられているので、例えばジェンダー平等とかだったら政治参画のジェンダーギャップ指数だと146か国中138位なので、全体のところに掲げられたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） このSDGsにつきましては、当然市としても可能なものについては着実に進めなければならない、これを目指して取り組まなければならない目標であると認識しておりますので、今回環境に関して記載させていただいておりますけれども、この資料編の15ページを御覧いただけますでしょうか。

15ページでございますが、持続可能な開発目標との関係性という項目を掲げさせていただきまして、この第七次総合計画全体を通してSDGsに貢献できるものについてはしっかりと取り組んでいく、そのために総合計画の施策と関係するものについて掲げているというまとめ方をさせていただいております。この総合計画は可能なものについては全てSDGsも目指してまいりたいという意図を示したものでございますので、御理解をいただければと考えております。

以上でございます。

○委員長（高原良視君） ほかに。段下委員。

○委員（段下季一郎君） このカラー刷りの資料編の88ページですね。今気づいたんですが、詳細は地球温暖化対策実行計画とか環境にやさしい行動計画に書くと思うんですけども、88ページの下から二つ目の「脱炭素社会の実現に向け」で始まる文章がありますよね。そこの下の段、二つ目の文章に「公共施設のLED化や緑化等を推進するとともに」と書いてあるんですが、大まかな方向性ということで考えると、環境にやさしい行動計画パートVのほうでは、公共施設については高気密・高断熱の、要は断熱性の高い公共施設の脱炭素化について書かれているんですね。LED化よりも恐らく脱炭素化には断熱性を高めるほうが効果が高いんですよね。なので、何でこっちのほうだけ書いてあるのかなというのがちょっと気になったというか、「等」と書いてあるので「等」に含まれているということなのか、お尋ねしていいですか。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 資料88ページでございます。下から2段落目でございますが、公共施設のLED化はなぜこれを抜粋したのかということですが、段下委員が御指摘のとおり、こちらにつきましてはあくまでも例示でございますので、環境基本計画等に基づき今後様々な取組を推進してまいりたいという意図でございます。例示をさせていただきましたのが、今回6月議会で予算審査をいただきLED化に関する予算等も賜っておりますので、現に着手しつつある取組ということで例として挙げさせていただいております。

以上でございます。

○委員（段下季一郎君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（高原良視君） よろしいですか。よければ次の政策4に進みますが。

○委員（上村和男君） 確認をいいですか。ちょっと気がかりなのは、環境のところだけ書いてあるので、最初のお断りのようなところに、この資料編を見ているんですけど、この15ページに持続可能な開発目標（SDGs）との関係性について書いてあって、第七次総合計画の基本計画や基本構想の一つの柱にしているんだらうなと思っていますので、環境のところだけ書いてしまうと何かいろいろ偏っているのかなと思ったりします。さっきのお話だと比較的環境の問題がSDGsの多くの課題になっているかのように言われていますが、まちづくりの中だともっと広いですよ。

ここでも、議会は女性が少ないでしょうと国際社会から言われているので、立派な女性が議員になってくれるとありがたいけどなと思ったりするのはいけないのかなのかとみんなで話し合っているぐらいですから、もう少し、SDGsをどう扱ったかというようなとき、さっき答弁でここを少し読み上げられましたけども、やっぱり大事なこととして考えておりますのでと言っていたほうが親切ですし、市民にも伝わりやすいと思います。

第七次総合計画はどういうことを考えの基礎にしてきちっと審議されつくられてきたかということが伝わらないと。国際社会ともこういうこととも無縁ではなくて、環境でもみんな京都議定書に関わっているでしょう。そういうふうにいるので、少しそういう背景みたいなことは説明のときに丁寧にやられたほうが私はいいと思います。環境だけだということ違いますとなりますからね。よろしく。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 御意見ありがとうございます。

上村委員がおっしゃるとおり、持続可能な開発目標は、世界各国、そしてこの地球上で暮らす全ての人が今目指すべき重要な枠組みであるというふうに考えております。取組の中には当然国レベルで取り組むものもあれば県レベルで取り組むものもあれば、市でも当然取り組めるものというものが出てまいりますので、市で取り組めるものについては、総合計画を推進する上で当然SDGsの実現を視野に入れてしっかりとそれぞれの施策を進めてまいりたいと考えております。市として取り組めるものは責任を持って取り組みたいという意図を持ちましてこの15ページにまとめさせていただいています。

以上でございます。

○委員長（高原良視君）　じゃあ、次に進みます。政策の4。

赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君）　この質問の回答書の5ページの45番に関してですけど、企業誘致というのが含まれると考えてよいかの回答の部分を含めて2点御質問です。

一つ目が、この回答の1行目に「創業、開業する事業者には誘致企業も含まれるものと考えております」とあるんですけども、例えば、企業誘致は、例えばヤクルトとか森永が支店を筑紫野につくるみたいなイメージだったんですけど、それは創業、開業とはちょっと違うと思っています。もし、それも含まれる計画なのであれば、このカラーの資料の97ページの右側のページの3番、創業・雇用への支援の一番上、新規創業者数の目標値が105人から420人というふうに4倍ぐらいになっていると思うんですけど、この420というのは例えばそういう誘致企業で働く従業員数を含んでいるということなのか。それであれば含めていることになると思うので、含んでいるのかどうかというのが一つ目の御質問です。

二つ目が、また回答書に戻って、「開発行為などによる業務用地の整備を伴う大規模な企業誘致については、施策22の市街地の形成の中で推進する」と書いてありまして、同じこのカラー刷りの資料の119ページ見ると、こちらは確かに、1番、市街地の整備の中の三つ目、開発行為などにおける新規業務用地整備面積が0.84ヘクタールから16ヘクタールというふうに大幅に増えていて、ここに「企業立地や」というふうに書いているので、企業立地のための土地の整備というのを今回目標にしているところでは見てとれます。ただ、そもそも大規模な企業誘致というのは土地の整備をするだけじゃなくて、例えば、こっちにやってくる企業に対しての賃料の補助とか、来たときの人材確保のサポートとか、もっというと税とかの優遇措置とか、そういったものも含めて企業誘致の施策ではないかなと思っていて、土地の整備以外のそういった企業誘致に関する施策は今回含まれてないのかというのが二つ目の御質問です。

以上です。

○委員長（高原良視君）　課長。

○企画政策課長（中尾泰明君）　まず質問の1点目でございます。資料編97ページ、3番目の創業・雇用への支援についてでございますが、成果指標としております新規創業者数に立地した企業の従業員まで含まれているのかという御質疑かと思えます。



こちらについては実際に創業をされた方の数字になりますので、そこで雇用された方の数までは含まれておりません。

そして、御質問の2点目といたしまして、市街地の整備等の施策の中に開発行為等の用地面からの施策は成果指標等に掲げられているが、その他の税制上の優遇措置等には取り組まないのかという御質疑かと思います。

そちらにつきましても、筑紫野市は、議会でも御審議をいただきまして、企業立地に関する条例等も整備をさせていただき、固定資産税の優遇措置、そして市民を雇用した場合の補助制度等を設けさせていただいておりますので、当然、誘致企業の中に要件を満たす企業があれば、こういう基本事業に基づき支援をするという取組を引き続き行ってまいりたいと考えているところです。ハード整備だけではなくソフト面の支援も当然企業誘致を進める中で取り組んでまいります。

以上でございます。

○委員長（高原良視君） 赤司委員、そのまま続けて。

○委員（赤司祥一君） すみません。ということであれば、まず一つ目の企業誘致も含まれると考えてよいかという質問に対しては、含まれていないということになってしまうと思うんですね、施策4に関しては。それに関してはいかがでしょう。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 企業誘致に関して商工業の分野に含まれていないんじゃないかという御質疑かと思います。

当然企業誘致につきましては、今、委員が例として出されましたような大規模な食品工場など、土地を造成して大きな上屋を建ててという企業もございますけれども、中には、既存の例えば空き店舗であったり空き工場、そういうテナントを求めて筑紫野市にお越しになりたいという相談等もございますので、当然、新しく土地を造成するわけではないけれども既存の建物に新しい企業が来る、そういう事例がございます。そういう企業であれば創業、開業の支援の中に含まれるのではないかという観点で含まれると表記させていただいています。

ただ、当然、何万平米という土地を使って新しい社屋を建てないといけない、倉庫を建てないといけない、そういう事業所であれば用地の造成等が出てまいりますので、後ほどの施策のほうでしっかりと取り組んでまいりたいということで、少し使い分けをさせていただいています。

○委員長（高原良視君） 佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） タイトルの「強みをいかした」というところが、この文章から何を強みに筑紫野市はしようとしているのかというのが私には読み取れませんでした。例えば、広大な工業団地を構築するだけの安価な土地を有しているとか、半導体工場を誘致するだけの豊富な地下水があるとか、働き手がいつでも供給できますよとか、強みがこの中からうかがえなくて、今から、ここに書かれてある生かして産業を振興しましょうというところで、先ほど御説明にありましたように筑紫野市はオールラウンダー型でいくのか、それとも何かに特化したスペシャリスト型でいくのかというところが私にはうかがえなかったので、その考え方についてお伺いします。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） この「強みをいかした」という部分の強みがどういったものなのかという御質問かと思えます。

この強みに関しましては、特に立地をされる企業によりまして、今の委員の御質問にも例として挙げられておりましたけれども、水が大事だということもあれば労働力が大事だということ、周りが自然環境に囲まれていたほうがいいのか住宅地のほうがいいのか、それぞれの企業ごとに様々なニーズがあろうかと思えます。

筑紫野市につきましては、広大な市域であり、豊かな自然であり、恵まれた交通環境、商業施設の集積など、様々な強みを現在でも有していると捉えておりますので、それぞれの施策に応じて、一番求められるニーズ、強みの部分をしっかりとアピールして売り込みたいと考えているところです。

○委員長（高原良視君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 今、執行部のほうから強みで筑紫野の強みは何かと。開発インターチェンジを造って、30億円だったかな、投資して、これは無利子の郵便のあれでやったけど、そういうことは一言も出てこなかったけどね。企業誘致をするためにこのインターチェンジは造ったんだよ。そこら辺りが抜けたら基本がないじゃない。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 御指摘ありがとうございます。

広大な敷地であったり自然であったりももちろんでございますが、田中委員がおっしゃいますとおり本市の恵まれた交通環境ですね、インターチェンジもそうですし鉄道なども充実をしており、労働者の確保が容易である、こういった点も私どもの強みであるという

ふうに捉えておりますので、それぞれの施策を推進する中ではそういった強みもしっかりとPRして取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長（高原良視君） 田中委員、よろしいですか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 筑紫野市は借金してまであの高速道路のインターチェンジ造ったんですよ。なぜ造ったかと。企業へ強みを発揮するために造ったわけだから。企業誘致するための一番の強みだから、あれが。一番の強みが抜けているじゃない。

○委員長（高原良視君） それは先ほどの回答でいいですかね。ほかに。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高原良視君） では、次に進みます。政策の5、21ページ、いかがですか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 政策の5になります。22ページの⑥番ですかね、介護保険の適切なサービス利用というところで、カラー刷りのほうの103ページの6番の介護保険の適切なサービス利用というところに、先日、文教福祉委員会のほうで、第9期介護保険事業計画ですかね、この中で介護人材確保に向けた文言を基本施策の中で入れ込みますということが書かれてあったんですけども、重点施策のほうに包括ケアシステムの中で「人材確保を図りつつ」という文言が書かれていると思います。このカラー刷りの103ページの6番のほうに介護人材確保の取組というのが文言的に新たに含まれるのか、もし含まれないのであれば、9期の介護保険事業計画のほうの介護人材確保という中に包摂されていますよという考え方でいいのか、そこら辺をちょっとお伺いいたします。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 介護人材確保に関する考え方でございますが、介護人材確保につきましては、先ほど御説明を申し上げましたとおり、議案書別冊のほうの40ページでございます、重点施策の3番目でございますが、地域包括ケアシステムの推進の中で介護人材の確保を図る旨もしっかりうたっておりますので、当然総合計画の中でも重点的な取組として推進をしてまいりたいというふうに考えているところです。この重点施策に基づきまして当然、それぞれの所管で作成をいたします分野別計画の中でも、これを実現するための取組を推進していくことになるものと考えているところです。

○委員長（高原良視君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 厚い冊子のほうの案の103ページ、高齢者福祉の充実ですね。

そこの基本事業のところの、日常生活・見守りの支援です。第六次ときはこのメニュー数が440あったんですね。それが減っているということになるんですかね。高齢化率が上がっているのにメニューが減っていることに対する質問です。

○企画政策課長（中尾泰明君） すみません、少しだけ休憩をいただけますか。

○委員長（高原良視君） しばらく休憩いたします。

---

休憩 午前11時45分

再開 午前11時50分

---

○委員長（高原良視君） では、再開いたします。

課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 今、山本委員から、資料編の103ページ、基本事業2、日常生活・見守りの支援に関する指標でございます高齢者が利用できる生活支援メニューについて御質疑いただいておりますけれども、すみません、この細かな数字の内訳を今手元に持ち合わせておりませんので、こちらは後ほど御報告させていただきたいと思っております。

○委員長（高原良視君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 私個人的にも、昨日の議論を通じてもみんなが切迫感を持っていることがありまして、アシスト桜台が閉鎖するということに当面している中でこれを議論しているんですね。そうすると、本当に人材育成だとか人材確保だとか、そういうことは普通の課題じゃないんですよ。掲げていてもこれを実践する上での社会資本が一つなくなっただけですよ。そういうことでやろうとしていることなので、これはもう少し悲壮感持ったらという。あなたたちがこれをやろうと思うのであればあの問題どうするんですか。所管課だけで片づけるような話じゃないので、本当に第七次でこういうふう目標掲げてやろうとするならば、目の前にあるそういう問題をどうやって片づけるつもりなのかね。

人材が足りないというのは随分前から、何か月も前からあって、私の記憶では6月議会で吉村議員がこの点は質問をしていて、その前から課題だったわけですよ、どこでも。そういうことを受けて、これをあなたはできますかという気持ちでいるので。

あなたが「やります」と言うならいいですよ。「第七次で掲げてやります」と言えば、よし、みんなで頑張ろうと言う以外ないので、少し決意を込めてここは話をさせていただかないと。逆流している実態があるのであえて言っているんですね。本当に頑張っていただ

かないといけないですよ。

委員長、以上で終わります。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 貴重な御提言ありがとうございます。

地域包括ケアシステムの推進、高齢者福祉の充実につきましては、上村委員もおっしゃいますとおり、非常に介護人材の層が薄くなる中で、一方では高齢化率はどんどん高まっております、これから重点的な取組が求められる分野でございます。生産年齢人口の減少とも相まって介護人材の確保は容易ではない状況でございますけれども、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境整備については市の責務であるというふうに考えておりますので、市はもとより市議会の御協力をいただきながら、そして地域コミュニティの皆様とも連携を図りながら、しっかりと安心・安全に暮らせる環境整備、地域づくりを進めてまいりたいと考えているところです。そのような思いを持ってこの政策、そして重点施策を掲げさせていただいています。

以上でございます。

○委員長（高原良視君） では、次に進みます。次の政策6、施策・基本事業体系。

城委員。

○委員（城 健二君） 政策6、このカラー刷りの116ページです。3段目の施策を取り巻く環境変化と課題というところで、一応これは以前もちょっとお話ししたんですが、この一番上に本市における身近な犯罪として、強盗、強制わいせつ、空き巣、忍び込み、居空きという犯罪が列挙されているんですが、以前も話したとおり、これはあくまでも警察内部の手口の罪名です。警察官が被害届の書類を書くときに手口原紙というものがあるんですが、その中に書かれている罪名なんですね、手口として。だからこれを書いても、例えば、一般市民は空き巣と忍び込み、居空きの違いは全く分からないと思うんですよ。この空き巣、忍び込み、居空きというのは屋内侵入窃盗でいいと思うんですよ。これ全部屋内侵入窃盗ですから。これを分けてやったら……。

多分市民は空き巣ぐらいだったら分かると思います。空き巣というのは昼間いないときに入るのを空き巣というんですね。人が夜寝ているときに入り込んでくるのが忍び込み、そして居空きというのは昼、人がいたときに入ってくるのが居空なんですよ。こういう違いは誰も分からないから屋内侵入窃盗で絶対いいと思います。これは前回も言ったんですけどそのまま書いてあるというのが何かおかしいなど。

そしてもう一つ、強制わいせつと書いてありますが、これは、たしか今年法改正によって不同意わいせつ罪に変わっています。刑法でいけば176条になるのかな。以前は強制わいせつだったんですけど、罪名が不同意わいせつ罪に変わっていますもんね。だからその辺もちょっと考えてもらったほうがいいんじゃないでしょうか。

諸先輩に言うと、これは1回書いたものは書き換えられないというからあまり無理は言わないんですけど、この辺は本当に考えてもらったほうがいいと思います。強制わいせつは今はもう使われないからですね。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 貴重な御指摘ありがとうございます。

別冊資料116ページに掲げている身近な犯罪は、御意見を踏まえましてまず執行部の内部でしっかりと確認させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（高原良視君） ほかに、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高原良視君） 次、政策7、最後の政策です。

西村委員。

○委員（西村和子君） 表現の問題で、33ページの一番下のところですけど、「地域住民を主体とした地域コミュニティによるまちづくりを推進します」と市が推進するように読めますけど、コミュニティによるまちづくりというのはコミュニティが進めるということで、市はそれを支援するという立場ではないかと思います。いかがでしょうか。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 資料の33ページ、下から2行目のところです。「地域住民を主体とした地域コミュニティにおけるまちづくりを推進」ということでございますけれども、ここで推進という表現を使わせていただいておりますのが、市といたしましては地域住民の皆さんが主体となった地域コミュニティが中心となったまちづくり活動、そういったものが進むような取組を市としても推進していくということでございますので、コミュニティのコミュニティによるまちづくりを市が個別具体的にどうこうということではなく、そういう枠組みがしっかりと動いていくような地域づくり、社会づくりを市として進めてまいりたいという意図で「推進」という表現を使わせていただいております。

以上でございます。

○委員（西村和子君） そうしたら「支援を推進します」のほうがいいんじゃないですか。読み間違えんじゃないかなと。よく地域でもそういう話になるんですよね。コミュニティが独自でやるのか、市はどういう関わりなのかというのをいまだに言う人がいるので、やっぱり立場を明確にしたほうがいいんじゃないかと思います。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） こちらの表現については、当然市としても地域コミュニティが中心になったまちづくりが進むような取組を進めていくという表現でございます。ただ、一方で西村委員がおっしゃいますとおり、地域コミュニティの中ではやはり市とコミュニティの関わり、在り方というものが様々御意見として出ているということでございますので、それぞれの施策を推進する中で市とコミュニティの役割分担等をしっかり御理解いただけるような周知の取組に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（高原良視君） いいですね。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 簡単にお尋ねいたします。

今の施策24、地域コミュニティによるまちづくりでございます。政策7の市民目線の行財政運営の中に入ってきております。第六次では、共助社会づくりのど真ん中の施策に入っていました。今回は市民目線の行財政運営というくくりの中に入っておりますけれども、ここよりもっと前段の、政策5の支えあい、暮らしに寄り添う福祉のまちづくりあたりのほうがふさわしいのではないかというふうに思っておるところです。質疑を出させていただいております、その中では連携先として見ているという回答がっておりますけれども、もう一度お願いしたい。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 政策7の施策の24、地域コミュニティによるまちづくりに関してでございます。この地域コミュニティによるまちづくりが政策の7以外の政策にあったほうがいいのではないかという御質問かと思えます。

今回、第七次総合計画を策定するに当たりまして、行政評価であり財政、そして広報等、市の施策全般に関わるような取組をこの政策7の中にまとめさせていただいたところ。地域コミュニティについては、檜木委員がおっしゃいますとおり、地域包括ケアシステムや地域共生社会づくりという福祉分野での取組、連携というものが当然大事になってまい

りますが、そのほかにもコミュニティスクールなどを通して学校教育、そして子ども、若者の育成、さらには防災、防犯、そういう市が取り組んでおります様々な行政分野で、地域コミュニティの皆さんの御理解と御協力が今や欠かせないものとなっています。

そういう現状を踏まえまして、市が取り組む様々な取組にコミュニティの皆様御理解と御協力を賜りたいという意図で、行政運営全般をカバーしておりますこの政策7の中に位置づけさせていただいたところです。今後、全般的に連携を深めてまいりたいという意図でございます。

以上でございます。

○委員長（高原良視君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 資料の123ページを見ているんですけど、ここの成果指標の方向性の中で、あるいは目指す姿の中でやっていただく仕事みたいなことは大きいなというふうに思っていて、筑紫野市コミュニティパートナーシップ協定を結んでやられていますが、私は、下世話な話で、金と人手は足りるのかといつも思っています。そういう点では、ここにはそれはないですけども、こういうふうに目標を設定する限りはそのあたりはいくらか議論されているのでしょうかということだけお願いいたします。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 上村委員からの御質疑でございます。地域コミュニティによるまちづくりを進める上で、お金、そして特に人材面が重要だという御意見かと思えます。

人材面につきましては、総合計画審議会等で地域コミュニティの代表の皆様御意見を伺う中でも、やはり今後のまちづくり活動を担っていく新たな人材が非常に大切だという御意見をたくさん賜っているところです。そういった御意見などを踏まえまして、この施策24の中ではございませんけれども、申し訳ございません、ページが少し戻りまして、カラー刷りの資料の85ページでございます。85ページ、生涯学習社会の推進という施策の中で、基本事業の2番目に地域で活躍する人材の発掘と育成という基本事業を掲げ、目指す姿を「地域で活躍できる人材が育成され、主体的な活動が進んでいます」として、地域活動の担い手の発掘と育成に努めてまいることになっています。

市といたしましては、このような活動を通しまして、地域の担い手、将来のまちづくりの担い手となっていただける皆様の発掘と育成に努め、地域コミュニティの活動のさらなる推進に努めてまいりたいと考えているところです。御指摘のような議論は、確かに総合



計画審議会、そしてコミュニティ単位でのワークショップの中でも多く寄せられてございますので、市としてもしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○委員長（高原良視君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 檜木委員と関連するんですけども、今から変えるのはちょっと難しいかもしれないんですが、地域コミュニティによるまちづくりの政策の7ですね、33ページの政策7の冒頭の課題のところは、税収が減ってきて、要は行財政改革で効率的な行財政運営をしていきますということが大綱の中に書いてあると思うんですけども、これに地域コミュニティによるまちづくりが入っていたら、行政コストを減らすために地域コミュニティが、使われると言ったらあれですけど……。何か何でもかんでも下りてくるみたいなど意見をいろいろ聞いたりもしているのですよね。

なので、コミュニティをつくるのは、さっき言われていたように、地域共生社会だとか福祉のまちづくりを推進するためにこれをつくっていくのが本来ではないかなと思いますので、私も言われて、政策の5にあるほうが自然というか、地域共生社会のところに入っているのもいいぐらいではないかなというふうにちょっと思ったんです。福祉のためにこのコミュニティつくっていくと思いますので、全般だからここにあると言われているんですけども、その点、こっちに変えた理由というか、全体的に見て変えたと言われているんですけど、福祉の充実のためにやっぱりあると思うので、その点をもう少し詳しく説明いただければと思います。

○委員長（高原良視君） 段下委員、今のは地域コミュニティは福祉のためにあるという考え方で質問ですね。

○委員（段下季一郎君） そうです。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 段下委員がおっしゃいますとおり、地域コミュニティにつきましては、これから構築していかなければならない地域包括ケアシステムであり、将来を見据えて取り組まないといけない地域共生社会づくり、こういったものを構成するために地域コミュニティの皆さんの御協力というものは確かに不可欠だというふうに市としても捉えているところです。

一方で、近年多発しております自然災害の状況などを踏まえますと、福祉にとどまらず日頃からの防災・防犯活動も大事になってまいりますし、具体的な例を申し上げるようで

恐縮でございますが、例えば私ども企画政策課で所管をしております御笠自治会バスのように、福祉にとどまらない様々な取組を今コミュニティの皆さんに御協力いただきながら進めているところです。

地域コミュニティは、確かに福祉の取組というものも非常に重要でございますけれども、筑紫野市が行う様々な取組に様々な角度から今御参画をいただいている状況で、行政全般に関与をいただいているという意図からこのような位置づけにさせていただいています。

以上でございます。

○委員長（高原良視君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 34ページの一番下の④のところですけど、「異文化を理解し、国際性豊かな市民が多くなっています」というのが目指す姿になってはいますが、この「国際性豊かな市民」というのはどういうことを言っているかがすごく分かりにくいです。このカラー刷りの123ページの成果指標の方向性のところ、一番下のところに書いてある「全ての市民が国籍や民族などの」、これをちょっと私考えたんですけど、「多様な文化や価値観を認め合える市民が多くなっています」というふうにしたら分かるんですが、「国際性豊かな市民」と言われると、理解というか、どういうことを指しているのかがまづ分かりません。いかがでしょうか。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） この「国際性豊かな」という表現がどのような状態を指しているのかという御質疑かと思えますけれども、この123ページ、異文化理解の推進では「異文化を理解し、国際性豊かな市民が多くなっています」という目指す姿を掲げているところです。

こちらにつきましては、まさに西村委員がおっしゃったとおりでございますけれども、全ての市民が国籍、民族などの文化的な違いを認め合い、決して排除することなく共生できるような社会づくりを進めることを目指してございますけれども、現在、異文化、諸外国に関する捉え方については個々人によって大分ばらつきがあるというふうに捉えておりますので、まずはしっかりと相手を尊重して異文化を理解できる、そういう国際感覚に優れた市民を増やしてまいりたいという意図で、このような基本事業を設けたものでございます。

○委員長（高原良視君） まだありますか。どうぞ。

○委員（西村和子君） 「国際性豊かな市民」という言葉で今言われた内容を市民は理解

されますかね。そこを言っています。だからこの文章は、さっき言った表現に変えたほうがいいんじゃないかということをお尋ねしています。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） この異文化理解、国際性につきましては、市民の捉え方が様々あるかと思しますので、ここに記載しております短い文章で全てを伝えることは非常に難しいというふうに考えております。ただ、こういう大きな目指す姿に沿いましてそれぞれの施策を進める中で、より丁寧な広報を行い、市民の皆さんに御理解をいただき、啓発活動を進めてまいりたいという意図でございます。

○委員長（高原良視君） 西村委員、いいですね。

議長。

○委員（赤司泰一君） すみません、お先よろしいですか。差し出がましくて申し訳ないですけど。

122ページです。二日市コミュニティにおけるということで、二日市コミュニティに断定してこういうふうな書き方をされていると。そもそもコミュニティを小学校単位でやっていくということが底流にあると思うんですよ。これとの整合性をどういうふうに考えられてここに書いているのか教えていただきたいです。

○委員長（高原良視君） 執行部。

課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 地域コミュニティについてでございます。

大前提といたしまして、赤司議長がおっしゃいますとおり、筑紫野市においては筑紫野市コミュニティ基本構想というものを定めまして、その中でコミュニティによるまちづくりは11小学校区をベースに進めるべきであるという方向性を持っています。そういう方向性がある中で、これまで筑紫野市は7コミュニティによるまちづくりを当面の間ということで進めてまいりました。一方、ここで挙げております二日市コミュニティにつきましては、面積も広く人口が多いことに加えまして、議長がおっしゃいますとおり、まさにここは小学校区単位ではなく3小学校区にまたがるコミュニティとなっておりますので、その3小学校区で今後もコミュニティを運営していくべきなのかどうなのか、そういったところを今まさに地元の皆さんで御議論をいただいています。

そういう状況を踏まえまして、これまでは七つのコミュニティに沿ってまちづくりを進めてまいりましたが、3小学校区がまたがっている二日市コミュニティについては、小学

校区単位であるべきなのか、これまでの1コミュニティ体制でいくべきなのか、そういったところを地域の皆様の中で御議論をいただいているという状況をここに挙げさせていただいています。

○委員長（高原良視君） よろしいですね。

○委員（赤司泰一君） はい。ありがとうございます。

○委員長（高原良視君） 佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 先ほどの地域コミュニティの異文化のところなんですけど、122ページの一番下に市内で暮らす外国人の方が増えていますと。ですから、よく前から近隣トラブルが結構多いということを知っているんで、そこをお互いに尊重し合いながら暮らしていきましょうという、お互いの文化を理解しましょうということだと思います。それで、今筑紫野市内で暮らしている外国人の方がどれくらいおられるのかということと、増加率について教えてください。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 少しだけ休憩をお願いします。

○委員長（高原良視君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後0時17分

再開 午後0時17分

---

○委員長（高原良視君） 再開いたします。

佐々木委員の質問にお答えして、そのところを要領よく御説明お願いいたします。

課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 佐々木委員の御質問を踏まえてでございますが、御指摘のとおり市内で暮らす外国人が増加傾向にございますので、外国人住民の方、そして筑紫野市民の方が互いに尊重し合いながら、しっかりと生活ができるような取組を進めることを意図して、この基本事業を設けたものでございます。

また、外国人住民につきましては、正確な実数は今持ち合わせておりませんが、筑紫野市に1,000人弱の方が生活をされておりまして、若干増加傾向にございます。

○委員長（高原良視君） 副委員長。

○副委員長（辻本美恵子君） すみません、最後になりました。

○委員長（高原良視君） 静粛をお願いします。

○副委員長（辻本美恵子君） 最後のほうで何人かから地域コミュニティの在り方について質問があったと思いますが、この総合計画の案を見てみて、コミュニティという言葉があまりにも多いことが丸をつけていくと分かると思います。最後のほうで課長が言われた防災、福祉だけではなくて、学校のコミュニティのこともあるし、防災もあるしと。今、コミュニティに委ねられていることがすごく多くて、一番最初にコミュニティによるまちづくりをしますと書いてあるんですね。この総合計画がこれからの筑紫野市のまちづくりの指針になるのであれば、コミュニティ政策こそを確実なものにしたほうがいいんじゃないか。

最後のほうに赤司議長の質問があつて、11の小学校区から今二日市を三つに分けて、ずっとこの間言われてきたことなんですが、改めてこの計画を立てるに当たってコミュニティの姿をもうちょっときちんとしてから話に入ったほうがいいんじゃないかなという気がちょっとしてきます。だから、最後のほうにコミュニティの話になってきているけれども、まずはコミュニティはどうあるべきなのか、行政としての筑紫野市が地域のコミュニティに何を委ねて何をしてもらいたいのかということが明確な方針として出てから、それぞれの施策の中に落とし込んでいくのが本筋じゃないかなと思っています。

これを見ていると、いろんところでコミュニティ、コミュニティで頑張るみたいなことがいっぱい出てくるんですね。この際、大本からこの総合計画改めてつくるに当たっては、コミュニティの方針こそを確実なものにしたほうがいいんじゃないかなという気がするんですけども、そこは今回のこの総合計画の中には入らないのかということですよ。どうなんでしょうか。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 今、辻本副委員長からございましたが、地域コミュニティは様々な分野に今またがっておりまして、市との役割分担であつたりコミュニティにどういったものを求めるのか、そういう整理が必要ではないかという御指摘かと思います。

今回総合計画を策定するに当たりまして、総合計画審議会を組織して各コミュニティの代表の皆さんにも御参画をいただいたところですけども、まさに今副委員長がおっしゃいましたように、それぞれの施策の組立てをしていく中でコミュニティが関わる部分が非常に多くなっている、市との役割分担は今後どうあるべきなのかという議論が審議会の中でも活発になされたところです。

そのため、現在、総合計画上はこのような形でそれぞれの施策ごとにコミュニティの関わりというものを掲げさせていただいておまして、今後、総合計画を策定して具体的に推進をする段階でございますけれども、その段階でどのようにして市とコミュニティが役割分担を図って、それぞれの強みを生かしてまちづくりを進めていくべきなのか、そういったところを今現在も継続して各コミュニティと協議をしております。副委員長がおっしゃいましたような御指摘を踏まえて、総合計画に基づく取組をコミュニティとどのような形で進めていくことがベストなのかというところを、今まさに協議、調整をさせていただいている状況でございます。御指摘をしっかり踏まえながら、それぞれの施策がベストな形で進められるように取組を進めてまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

○委員長（高原良視君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今回、こちらの資料を基にしか質疑できないのかなと思っていたんですけれども、皆さんこちらの資料の基本的な事業に対しても質疑をしているので、1点だけ確認させていただきたいと思います。

今まで協議会の中で素案で出てきていましたけど、この基本事業に対しては基準値であるとか目標値というものがそのときはまだ定められていませんでした。今回その数字が出てきて、基準値と目標値の設定の考え方を教えていただきたいという。六次総合計画での数字と相違しているところがあるので、その評価として目標値は高く設定してあって、それに基づいて七次において高く定めていくというのは理解できますが、下がっているところもあるんですよね。その辺の基準値と目標値の考え方、第六次総合計画の整合性も含めて説明をしていただけたらなと思います。

○委員長（高原良視君） 説明できますか。課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 総合計画の資料編に掲げております成果指標の基準値と目標値の考え方ということでございますけれども、この成果指標につきましては、それぞれの施策であり基本事業を効果的に進めることができているのか、それを後年度に評価できるように設定する成果指標でございます。

基準値につきましては、指標ごとにまちまちではございますけれども、統計調査によるものであれば直近の統計の調査、そして市民の満足度などを何うものについては今年度実施をいたしました市民を対象としたまちづくりアンケート、こういったものから基準値は設定させていただいているところです。

また、目標値につきましても、総合計画の最終年度でございます令和9年度時点で指標をどのような形に持っていくのかという目標値などを定めさせていただいているところで、目標値の設定の方法につきましては、具体的な施策の内容もございまして、近年の様々な統計等の動向によるものもあれば、一定、目標が減少しているようなものの中には含まれているかもしれませんが、これまで減少傾向にあった指標などの減少幅を抑制するような目標と、様々な形で目標設定をさせていただいているところです。

以上でございます。

○委員長（高原良視君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 正直、抽象的で非常に分かりづらかったです。何となくは分かるんですけども。例えば一つ、後ほどでもいいんですけど、地域コミュニティの活動の充実という、先ほど議論がございました123ページですね。こちらの中にコミュニティ運営協議会を知っている市民の割合がございまして、今回第七次では53%が基準値で65%が目標値となっております、第六次でいうところの同じ事業で項目があるんですけども、基準値が56.6%で目標値は70.0%となっています。これが第六次でどういう状況であって、第七次を策定されるに当たってアンケート調査もされたということなんですけど、何が違ってこの数字が変わったのかを一つでも例に出していただけたら、分かりやすく理解できるんですけども。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） コミュニティ運営協議会を知っている市民の割合でございます。例として申し上げますと、地域コミュニティ活動の充実という基本事業の達成度をはかる指標としてコミュニティ運営協議会を知っている市民の割合を第六次総合計画においても設定させていただいたところです。第六次総合計画におきましてはこの指標の目標値を70%と定めましたが、この第六次総合計画の計画期間中、令和2年度から特に令和4年度までは新型コロナウイルス感染症の感染拡大等によりまして各コミュニティにおける活動が十分に行えなかった、そういったことが背景になってこようかと思っておりますけれども、残念ながらこの目標値である70%には現在届いておりません。

そのために、今回第七次総合計画で用いております直近の基準値、直近のアンケート調査の結果では53.0%ということで、やはりコロナ禍の影響等もありまして第六次総合計画がスタートした当初よりもコミュニティ運営協議会のことを御存じの市民の割合が今減っていますので、それをまずこの基準値を基に、より多くの皆さんに知っていただけるよう

に、コミュニティの活動の充実を図り、そして取組をしっかりと市民の皆さんにPRしていく、このようなことをこの基本事業の中で行うことを意図して目標値を設定しております。

今、一つ、コミュニティ運営協議会を知っている市民の割合を例に御説明を申し上げましたけれども、指標それぞれに背景等が異なりますので様々ございますが、考え方としては今のような考え方で設定をさせていただいているところです。

○委員長（高原良視君） よろしいですか。

八尋委員。

○委員（八尋一男君） 今の前田委員の関連質問ですけど、この基本事業の基準値と目標値というのは、それぞれいろいろ疑問に思っておる方がおられると思います。そうした中で今のような説明では納得し難いと思うので、それぞれこの基本事業の基準値と目標値について疑問に思っているところだけは、全員から質問を受けて、そして回答を受けるという形にしてもらったらいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（高原良視君） 全部要りますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高原良視君） では、しばらく休憩して、午後はその分から入りたいと思います。

○委員（八尋一男君） 委員長、すぐは出てこないと思うので15分で結構です。

○委員長（高原良視君） 説明できるでしょう。

弁当が皆さんにないんですよ。買いに行ったりしないといかんと思いますので、1時15分から始めたいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高原良視君） では、しばらく休憩します。

—————・—————・—————  
休憩 午後0時31分

再開 午後1時15分  
—————・—————・—————

○委員長（高原良視君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部、今資料の要求とか出ていましたよね。資料が大体あれば、終わってからでも皆さんにお配りしていいのかなと思うんですが、皆さんいかがですか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高原良視君） これだけは説明求めたいという人がありましたら、挙手をお願いします。今説明求めるということですかね。

○委員（八尋一男君） いえ、私の質問が舌足らずだったみたいだから繰り返しますと、この場では基準値と目標値の疑問の点だけを委員の人から受けて、執行部は回答できるというふうには理解をしておりますが、それまでやると時間があまりにもかかり過ぎるので、その質問に対する回答は書類で後日15日に出してもらったらいいのではないかと、いう私の思いでございます。

○委員長（高原良視君） じゃあ資料をお配りするということで。大体あるんでしょう。

○委員（八尋一男君） ということで質問を行います。

○委員長（高原良視君） やっぱりするの。

○委員（八尋一男君） 疑問点があるところを言わないと回答のしようがないでしょう。

○委員長（高原良視君） どうぞ。

○委員（八尋一男君） という形で、お手元のこれの83ページ、そこのスポーツ・レクリエーション指導者数219人が220人と。クラブ活動を地域に移行しようかという状況でたった一人でこういうことができるのかなということで、これの回答を書類で後日お願いします。

それから85ページ、地域で活躍する人材の発掘と育成、ここは6,178が1万人だから、これが先ほどのクラブ活動支援者かなということで今度は1万人と。今度は逆に言うことができるのかなという形で、どのようにして1万人を発掘するのかなと。（「どこに書いてあるの」「85」と呼ぶ者あり）

○委員長（高原良視君） この資料のですね。

○委員（八尋一男君） 見えなかったですね。すみません、これです。

○委員長（高原良視君） 83と85。

○委員（八尋一男君） はい。

85ページは終わりましたね。

次が87ページ、3の芸術文化活動の推進、7,419人が7,676人と。この目標値に端数までというのはちょっとと思うので、端数までであるということはそれなりの根拠があるだろうなと思って、せめて7,700人とかいう形でもいいんじゃないかなと思って、あえて質問します。

それから88ページの市全体の温室効果ガスのCO<sub>2</sub>排出量74万1,437トン、これはどうやって出てくるのかなど。

それから89ページ、不法投棄された件数が57件から57件、不法投棄は全くそのままではないのかなということ。

それから、最後です。99ページ、有害鳥獣による農産物の被害額438万1,000円が350万4,000円、この目標はどうやって出てきたのかをお願いいたします。

以上です。

○委員長（高原良視君） 執行部、今の分はよろしいですかね、6点ぐらいありましたね。政策7から随分外れた分のところの説明を求められておりますので、よろしくお願いたします。いや、執行部に回答を求めているんですよ、求められたから。

○委員（八尋一男君） いや、回答はいいですよ。

○委員長（高原良視君） その資料があればいいの。

○委員（八尋一男君） ええ、資料があればいいですよ。いや、委員長の意に沿わなかったら質問でいいですけど。

○委員長（高原良視君） いや、いいですよ。

どうぞ。

○委員（春口 茜君） 資料がもらえる分を言ったらいいんですかね。

○委員長（高原良視君） 資料全部あるんですけどね。

○委員（春口 茜君） 全部あるんですか。じゃあ全部欲しいんですけど。

○委員長（高原良視君） いや、どこなのか、今言われたように何番、何番とってください。

○委員（春口 茜君） 言っていますか。

○委員長（高原良視君） はい。

○委員（春口 茜君） 全部頂けるなら全部欲しいんですけど、目標値が基準値よりも下がっているものと、基準値が50%以下のものを全てください。

以上です。

○委員長（高原良視君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 計画のほうの27ページ、カラー刷りの113ページですけど、人権尊重のまちづくりの真ん中の行に「全ての人の人権が守られるとともに、女性が社会で活躍できるようになっています」と書いてあります。この「全ての人」の人の中にLGBT

Qの方たちが入っていると思うんですが、それに対する事業とか目指す姿がないけれど必要ではないかというのが1点と、その下の行に「女性が社会で活躍できるようになっています」というふうになっていて、一番下の③のところでは「あらゆる分野に平等に参画しています」と書いてあるんですが、この③のところは、「社会で活躍できるようになっています」に対する姿がもう少し表現されているほうがいいんじゃないかなと思うんですけどいかがでしょうか。

○委員長（高原良視君） 何ページですか。

○委員（西村和子君） 白黒の27ページでカラーの113ページ。

○委員長（高原良視君） 元へ戻ったわけね。

○委員（西村和子君） はい。すみません。言い損ないました。申し訳ないです。

○委員長（高原良視君） あれだけ言われましたけど、見逃がされていたんですかね。課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） ただいまの西村委員の御質問につきましては、数字等の資料を求めるものではないようでしたので、御説明申し上げたいと思います。

カラー刷りのほうの資料112ページ、113ページに「全ての人の人権が守られる」という施策の目指す姿がございますが、ここにはLGBTの方々も含まれるのかという御質疑かと思えます。

当然含まれるものと考えておまして、具体的な取組といたしましては、右側113ページに人権教育及び啓発の促進という基本事業を設け、誰もが他者の人権を尊重できるような社会づくりに取り組んでいくという目指す姿を掲げておまして、この基本事業の中でしっかりと啓発活動等に努めてまいりたいと考えているところです。

次にジェンダー平等の推進についてでございますが、こちらにつきましても目指す姿のところ、男女の人権が尊重され、あらゆる分野に平等に参画することが女性の活躍につながる大前提になってこようかと思えますので、市としてはそういう取組をしっかりと進めていくことを意図してこの目指す姿を設定させていただきました。

○委員長（高原良視君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 性的少数者に関してですけれど、それであるとパートナーシップ条例でしたかね、あれが施行されていると思います。そういうことをどこかに表現しないと、当事者は自分たちがどこで扱われているのかが分かりにくいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 今の御質疑についてでございますが、カラー刷りのほうの資料112ページでございます。112ページ下段の部分でございますが、施策を取り巻く環境変化と課題という欄を設けまして、人権尊重のまちづくりに関する現在の環境であったり課題であったりをまとめさせていただいているところです。この1段落目の2行目でございますが、「人権侵害事案が発生するとともに、ヘイトスピーチや性の多様性に対する偏見など」ということで、解決すべき課題としてここに掲げさせていただいておりますので、一定御理解をいただけるのではないかなと考えているところです。

○委員長（高原良視君） よろしいですか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 基準値と目標値の件で二つ資料をできればと思います。

87ページの施策6、1番の文化財の保護のところなんですが、第六次るとき基準値は39だったんですが、目標値が43だったのが41になっていて、その指定件数の算出根拠ですね。

それが1点と、97ページの1番目、中小企業の経営支援のところ、第六次ときは基準値が75、目標値が51だったのが、基準値が103になっているのがコロナ絡みなのは理解できますが、目標値が100と4年間かけて3社しか減少できない目標というのはどうなのかなと思いますので、2点お願いいたします。

○委員長（高原良視君） いいですかね。資料ですね。

○委員（山本加奈子君） はい。

○委員長（高原良視君） ほかによろしいですか。赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） 資料の要求と併せて1点質問なんですけど、95ページの2番の下、管路点検及び清掃箇所の延長というところが13キロ、13キロで、基準値のほうにも令和1年～5年の5年間累計と書いてあって、次が6年～9年の4年間累計なんですけど、ほかのページ見ると、例えば97ページやその次のページとかも、3番の新規創業者数でいくと、基準値には累計で書いてなくて右側の420は6年～9年の累計というふうに、多分ほとんどのページが目標値のところだけ4年累計で出ていますね。ということは、すみません、私はさっき質問の中で105が420に大幅に増えていると読んでしまったんですけど、これ105人というのは1年間で、420というのは4年間。つまり、4倍したらちょうど420なので、これは目標が上がっているんじゃなくて維持ということかなと。その右を読むとですね。そういう認識でまず間違いないかというのが一つです。

まずその質問をお願いします。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） ただいまの新規創業者数は、基準値が105人であるのに対して目標値が420人となっております。こちらは現在の水準をキープするののかという御質疑でございますが、現在年間でいいますと105の方が新規に創業されている状況でございますので、この勢いのある状況を今後も続けていけるように取組を進めてまいりたいという意図で設定したものでございます。

以上でございます。

○委員長（高原良視君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） ありがとうございます。

ということであれば、例えば111ページの3番の自立世帯数、すみません、これも増えていると思っていたんですけど、36が1年間で88が4年間であれば、これは基準値より目標値のほうが減っていることになると思うので、これも先ほど春口委員がおっしゃったみたいに減っているとみなして資料として頂ければと思います。

以上です。

○委員長（高原良視君） ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高原良視君） では、政策の分については終わります。

次に進みます。39ページからの分です。重点施策の分についてです。今、重点施策を五つ出されております。その分について、1項目ずついきたいと思っております。

重点施策の1について、皆さん、御意見や質問を併せて出していただければと思っております。こどもまんなか社会の実現～子育て支援と教育の充実～。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 議会のほうからいろいろ協議会が立ち上がりまして、8月にはそれをまとめた提言書を市長のほうに提出しているところです。その提言書の中では私たちが位置づけた重点施策を記載しておりますけれども、その中でも子ども館に重きを置いて提言したところです。それがこの中で何か反映されたところとか、その提言書を受けて変わったところとか、そこら辺が分かれば教えていただけたらと思います。

○委員長（高原良視君） よろしいですか。課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） この重点施策を検討するに当たり、議会からの提言をど

のように踏まえ反映したのかという御質疑かと思えます。

議会からいただいております提言書では、第七次総合計画における重点施策として子ども館の設置、そして地域コミュニティによるまちづくり、具体的には地域包括ケアシステム、そして地域共生社会の推進というもの、そして公共交通に関するもの、公共施設の老朽化対策、ふるさと納税、カーボンニュートラル等の施策を挙げていただいております。

このうち地域包括ケアシステム、地域共生社会について、そして地域公共交通の充実については、今回重点施策として実際に総合計画の中でうたい込ませていただいております。

また、前田委員の御質疑の中にございました子ども館の設置でございますけれども、子ども館につきましても、決して重点ではないということではありません。カラー刷りの資料の76ページの下側に「施策を取り巻く環境の変化と課題」という欄を設けまして、段落でいいますと下から3段落目になりますが、この中で子どもの居場所づくりを進める必要があるということを総合計画上の課題としてしっかり掲げ、取組を推進するようにしているところです。

また、公共施設の老朽化対策であり、ふるさと納税であり、カーボンニュートラル等につきましても、カーボンニュートラルにつきましては先ほどは八尋委員からも脱炭素に関する目標の在り方等についていろいろ御意見をいただきましたが、それぞれ総合計画の中に網羅的にうたい込んでいます。

以上でございます。

○委員長（高原良視君） 続きで前田委員が継続してということだと思いますので。

○委員（前田倫宏君） はい。先ほど基本事業についてはアンケート等によって基準値を定めて、また目標値を定めているということでありましたけれども、今回の資料の中でもまちづくりアンケートの中学生の部分の8ページ、自然災害、交通事故、犯罪が少なく安全に暮らせるまちということが、中学生にとって将来の筑紫野市についてこういったまちになってほしいという調査の結果で出ているところです。

そういった中でも、第六次においては治水対策が重点施策の中に組み込まれて、今回はそういったところが重点施策として位置づけられてないのかなというところもあるんですけども、せっかくこういったアンケートもして、このアンケートの反映であるとか、あとそういった治水対策が今回重点施策からなくなったことについては、どのようにお考えなんでしょうか。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 今回、治水対策が第六次で終了して第七次の重点施策に入っていないという点でございますけれども、第五次、第六次総合計画期間中につきましては、高尾川地下河川の築造工事等、市といたしましても重点的に治水対策に取り組んでおりましたので重点施策として掲げていたところです。高尾川の地下河川築造工事等については一旦工事が完了しておりますので、今回は重点施策からは外させていただいたものでございます。

一方で、今回の第七次総合計画におきまして28の施策を設けまして、28の施策に111の基本事業を設定し、それぞれの施策を推進することとしています。今回重点施策として五つの代表的な取組を挙げさせていただいておりますが、そこに挙がっていないとはいえ、この28の施策に掲げているものについては市としてしっかりと推進して成果の向上を図っていくものでございますので、重点施策ではないからといって決して市として取り組まないということはありません。その点を御理解いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（高原良視君） ちょっと待ってね。

どうぞ。

○委員（春口 茜君） じゃあ先ほどの前田委員の質問につけ加えなんですけれども、76ページの子どもの居場所づくりというのが子ども館という認識でいいんですか。というのも、子どもの居場所をつくってくださいという質問を私は毎回一般質問でしていますが、あると言われるので、そこを明確にさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） ここに掲げております子どもの居場所づくりというものがイコール子ども館なのか、明確に完全一致のイコールかと言われますと、必ずしもそうではない可能性があるかと捉えているところです。

これは私ども執行部でもしっかり検討しないといけないと考えておりますけれども、お子さん方の居場所づくりを進めるに当たって子ども館を1館どこかに建てるのがいいのか、それともそれぞれの地域コミュニティごとに集える場を確保する、例えばですけれどもコミュニティセンター等をうまく活用して、そこにお子さん方が自由に集えるような場をつくる、そういう取組がいいのか、市全体を俯瞰して検討する必要もございまして、それぞ

れの地域の実情に合った取組というのがどういったものなのかをしっかりと研究しながら進める必要があるかと思いますので、多様な方向性をこの中に含めさせていただいているところです。

以上でございます。

○委員（春口 茜君） 子ども館というのは議員全員一致で提言書として出したものなので、そうじゃないかもしれないと言われるとこっちの立場がどうなのかなと思うんですけど、その辺しっかり企画から言っていたかかないかと思いました。

以上です。

○委員長（高原良視君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 重点施策の1番目ですけれども、さっきの76ページの一番下にも書いてあるんですけど、こども基本法のことを述べられています。今年度4月からこども家庭庁ができて、こどもまんなか社会の実現のためには、こども基本法の第5条に地方公共団体の責務として基本理念が6個ぐらいあって、これにのっとって子ども施策をしていくということが法律にも述べられています。この重点施策の中にこども基本法を入れなかったのは何か要因があるのか、それとも課題に入れているから重点施策には入れなかったのか、お尋ねします。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） こども基本法に関する考え方でございますけれども、まさに山本委員が今おっしゃいました後者の考え方を取り入れさせていただいております。

今回重点施策といたしましては、市民の皆さんからの御要望の多い教育の充実であったり待機児童対策、そういったものを主に記載をさせていただいているところです。一方で、令和5年4月に施行されましたこども基本法、子どもの意見表明機会の確保であったり子どもの意見の尊重、こういったものは非常に重要な取組でございますので、当然市としても今後取り組んでいくこととなりますが、具体的な手段等はまだ明確ではない部分がございますので、しっかりと課題として認識している旨を計画しうたわせていただき、具体的な取組については今後施策を推進する中で検討してまいりたいと考えております。

○委員長（高原良視君） この1番目の項目はほかにいろいろないんですかね。ないなら私のほうから言っていていいですかね。

議長があれだけの提言書を出されておられます。そして、国においてはこども家庭庁、筑紫野市においては来年4月からこども部まで新設をされます。その中において、子ども



政策を今国がいろいろやっていますよね。その中において、この1番目の分、4年間のことを書いているけど、実際的に何をするのかという話ですよ。市役所の裏の玄関のところには施設がありますよね。あんなのだけでいいのか。議長が提言書まで市長に出している分については、この総合計画の中で文章表現を変えられなくとも、回答の中で実のあるものを出していただかないと、最終的に私は追いつかないのではないかと。

もう少し考えて、何をしようとしているのか。この文章だと4年間何もしませんというのと一緒ですよ。今までの継続だけでしょう。子どもさんの問題がある、親の問題も一緒に相談するところもない、そういうことで議長は提言されています。そういうものが何も返ってこない。この4年間、今までどおりで国から言われてきたことということですが、総合計画で特別委員会までつくった分、それから協議会の中で話し合っって議長のほうから市長のほうに提言書も出されていて、やはりこの中に何らかの実のあるものを求めます。

部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 委員長が言われることは十分理解するところでございますけども、この総合計画自体が今後4年間どういう方向に行くのかという目標を定める計画になります。したがって、例えば子ども館の設置について、さすがに子ども館を設置しますというような具体的な事業については記載することはできませんけども、子ども館をつくる可能性については、居場所づくりとかいう意味での子ども館の設置、そういう事務事業をやっていく可能性については、目的をあくまでこの総合計画に載せさせていただいて、そのために必要ならば何が必要なのかというのを今後検討して、そのときに必要となれば当然ながらそういう道も開けてくるという総合計画の位置づけでございますので、具体的な事業についてはその施策を推進する中で検討させていただければと考えております。

○委員長（高原良視君） 私が発言したら悪いと思いますが、市長に出るぞと手挙げられてもう1年ですよ。そしてこういうものが議長からも提言された。私さっき言いましたよ。文章を変えなさいとかそういうことを言っているわけじゃありません。自主的に執行部からの回答として、じゃあこの期間に、将来的な子ども、親のために具体的に取りますとか。4年後というのは期間的に足りなくて無理でしょう。その分についてある程度の回答を出してほしいなど。委員の皆さんがこうして執行部から引き出したというようなことを出してほしいと思いますが、皆さん要りませんか。そこのところは委員がこれでいいと言われればこのままです。

○委員（上村和男君） 提言書をどういうふうな思いで受け止められているかもう一度聞きたいですね。私たちは一致してああいう提言書を提出させてもらった。議長名でね。ですから、それがやられるのかやられないのか、議会が議決して、あるいは要望書として取りまとめようと何の意味もないということならば、そういうこととして返事をいただければいいですし、それならば市長に出てきてここで回答をしていただきたい。あるいは本会議場で緊急質疑をやっても構いませんから、そこで答弁していただくと。

そういう理由があれば分かりますけど、あれをどうやって議論したかという執行部としての見解が出されていません。第七次総合計画はそういう事業計画は含まれていないので後日とか言われて、じゃあこういうふうに検討していますから、後日、事業計画の中で実現するつもりでありますぐらい言わないと。22人の議員が一致して出した要望ですから、あまり無視されないほうがいいと私は思います。

それでも駄目と言われるならば駄目というふうに平井市長がここへ来て言えとおっしゃってくださいと。それなりの理由を示していただきたい。あるいは、それもできんというなら本会議場で緊急動議を出して議長と相談をして誰かがやると。私がやっても構いませんよ。みんなで決めて出したことについては返事をきちんといただかないと示しがつかないですよ。下手なことは議会で決めるべきではないですよ。本当に必要だと思ったからみんなで決めたのであって。そのことを何も感じていないか、あるいは感じていないかのような答弁を繰り返されるのはいかがなものかと思いますので、本当に心して答弁を求めたいと思います。

○委員長（高原良視君） 休憩しましょうか。大丈夫ですか。

部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 上村委員の質問に答えさせていただきますけども、8月30日に正副議長から、第七次総合計画に関しての七つの政策、それから六つの重点施策というものをいただきました。このうちの七つの政策については、そのまま直接的にこの総合計画に反映させていただいているというふうに考えております。また、六つの重点施策のうち包括ケアシステム、あるいは公共交通については重点施策に位置づけておりますし、ほかの子ども館の設置であるとかふるさと納税、カーボンニュートラル、こういうものもそれぞれの政策の中でしっかり取り組んでいくと。

ただ、子ども館という名前だけが挙がっておりませんが、これも例えば子育て支援の推進の目的としては、「子育てが楽しく、安心して子どもを産み育てることができてい

ます」というふうに、こういう姿を目指します、あるいは学校教育の充実の中では、子どもたちが確かな学力とか豊かな姿、充実した学校生活を送ることができる、こういう目的を示しております。そのために執行部としてもいろんな議論をしながら、子ども館なのか、あるいはコミュニティセンターの拡張なのか、いろいろこの目的の達成のために、子ども館という直接的な名前は出すことはできませんけども、設置に向けての道筋はできているというふうに考えております。

そういう意味で、議会からの提言についても網羅させていただきながら計画づくりができたというふうに考えているところです。議会の提言も十分に重く受け止めさせていただいて、総合計画の議案としてつくり上げることができているものと考えております。御理解いただければと思います。

○委員長（高原良視君） 今部長から言われましたけど、私ばかり言って悪いんですが、自主的に何もないんだよね、形が。4年間何もしないと。地域交通もこんなして五つの項目の中へ入れていますと。じゃあ実際的に地域交通の場合どう動くのとみんな思っていると思いますよ。この4年間で何も動かないということですからね、この分では。今と何ら変わらないと。こうして入れていますよとか何とか言うけど、実質的に書いてありますよ。内容的なものがないと私は思う。

だから、せめてこの分について具体的な項目の回答をいただいて、最後、委員長報告の中でそういうことを言えたらなという私の願望でございますが、各委員の皆さんがこのままでいいよということであれば、そのままでも結構だと思います。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君） まさにそういったあれでちょっと御質問なんですけど、今回の重点施策の1、子どもに関する事ということで、私の認識では、このカラーの資料のほうの76ページから6ページ分にわたって、施策1、2、3の三つの見開きページの右側に、重点施策1を達成するための具体的な基本事業として右側に、77ページに七つ、79ページに七つ、81ページに三つ、合計17の基本事業があると。この17のうち、ここに重点とマークがついている77ページの一つ、79ページの三つ、合計この四つが重点施策1を達成していくために特に重点的にやっていく具体的な取組という意味なのかなと思ったんですけど、そうであるという認識であれば、その四つをチョイスした理由みたいなことを御説明いただければ、今委員長がおっしゃったような、なぜここにより具体的に取組んでいくのかみたいな意思が分かるのかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

○委員（上村和男君） 庁議でもう造らんと決めてるんですか。決めてるのなら、造らないと決めていますと答弁すればいいじゃない。検討するというのは何をいつまで検討するか訳が分からからこういうふうになるんですよ。検討したけどこうこうこういう事情があつて次の局面でとか、いろいろ説明しないと説明にならないでしょう。いろいろ出てきたものを検討して、みんなここに書いていますということだと、「書いてるだけでしょ」という話になりますよね。

○委員長（高原良視君） それと、部長のほうから答弁があつたけど、そういうものにするのか、地域コミュニティにするのかとか、それはずっと今までの説明の中で地域コミュニティの在り方については地域の中で話し合いをするということだったでしょう。今の執行部の話では、地域コミュニティでやるのか、市のほうでするのかについては、市が押しつけるでしょう。そういう議論になるんですよ。私もそこは黙っておこうと思ったけど、そうでしょう。

今まで地域コミュニティの地域独自の考え方でしていくんですよということだったが、今は市のほうが地域コミュニティにこの役割を与えろとか、子どもの分も与えろとか。今、それぞれ子どもの関係とか独自でされていますからね。そういう話で、その選択をするという答弁でしたけど、今までの地域コミュニティの話とさっきの答弁とはちょっと整合性がないかなと思います。

どうぞ、上村委員。

○委員（上村和男君） ついでに関連して。この総合計画で掲げている課題や目標が実現される、あるいは仕事になっていくであろうことを担保するために、これらの事業の所管課長たちはみんなこの目標は承知していますよね。どういうふうに承知させたのかね。私たちが出した重点要望だとかそういうこともどういうふうに承知をさせ、どういうふうになっているのか。

気をつけないと、私が以前、各課長に、あなたの抱えている課題は何ですかと聞いたら分からない人がいましたよ。前任課長からどういうふうに引き継いでいるかという、分からないときがあつた。10年ぐらい前ですから、今はもうちょっとちゃんとしてるでしょうけど、この第七次総合計画の目標値を決めるときにそういうふうな説明や合意が形成されているかどうか少し気になります。

所管課長たちが、私の目標は第七次総合計画に掲げられており、それを事業化していくことが任務ですと言えるようなものになっていけば、やる裏づけが少しはあるなと思って

いますけど、どうですか、その点は。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 上村委員の御質問は、今回総合計画としてまとめさせていただいております基準値、目標値等でございますけれども、この辺りは各事業の所管課がしっかりと自分のこととして捉えているのかという御質問かと思えます。

こちらにつきましては、第七次総合計画を策定するに当たりまして、当然それぞれの課が取り組んでおります各事業の現状を分析し、課題を抽出した上で今後どのような姿を目指して取組を行っていくべきなのかということ、当然に各課も交えて検討させていただいておりますので、内容については一定それぞれの所管課が自分のこととして捉えて、今後取組を進めていくことになるかと思えます。

一方、上村委員の御質疑にもございましたけれども、特に人事異動の際などはその可能性が出てくるかと思えます。うまく引継ぎがなされないというような事象なども過去にはあったやもしれませんので、今後については取り組まなければならない課題というものをしっかり課の中で共有した上で、異動等が生じて後任にしっかりと引き継いでいけるような体制を今後充実してまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

○委員（上村和男君） 子ども館は消えていませんよね。子ども館は所管課には伝わっていますよね、具体的にそういうものつくってくださいという要望を出してあるので。あなたたちが名称やあそこでやるかここでやるかなんていう話、議会が出したものですからそれは所管さんに伝わっていますね。一般質問でしたときに、課長が「私知りません」とか言ったら都合が悪いのでね。「そんなこと聞かれても知らないです」と言われると困るので。伝わっていますよね。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 今回議会からの御提案いただいた内容については、しっかり各課にも周知しており、十分に認識しているところです。

ただ、具体的にいただいた御提言は、先ほど部長も申し上げましたとおり、政策については議会からの御提言に沿って今回の総合計画の体系をつくっております。その体系に基づき今後どのような取組をしていくかという具体的な内容については、議会からの御提言を踏まえつつ、国、県の補助の活用可能性など総合的な検討が必要になってまいりますので、御提言を踏まえて具体的な取組の内容については今後詳細を検討させていただきたい

というふうを考えているところです。

○委員長（高原良視君） 今、やり取りしながら、執行部のほうも部長以下お見えですが、これ以上の回答は部長の立場としてできない、それは私も承知します。今日はこれくらいにして、部長、担当課が市長と議会の意向を聞きながら、次の15日にその旨の議会に対する気持ちをお答えしていただければという思いで、今日はこれで散会しようと思いますが、どうですか。これ以上やり取りしても、部長ではできないですね。これは政策決定で市長の分になるからですね。文言は変えなくても、言葉で出てくる回答としては、これ以上のことはできないと思いますので。

いかがですか、皆さん。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高原良視君） じゃあそうしましょう。

以上をもちまして、本日の審査を終わりたいと思います。

次回は12月15日、一般質問が終わってからということになります。よろしく願いいたします。

これをもちまして、散会いたします。

---

散会 午後2時00分